

第3次

美濃加茂市 教育振興基本計画

令和7年度 - 令和11年度

令和7年3月策定

自分が思い描く幸せな未来を
創造していく子

美濃加茂市民憲章

昭和 53 年 4 月 1 日 告示第 10 号

私たちは、豊かな水と緑の恵みをうけ、木曾の流れのよ
うにひらけゆく未来をもつ、美濃加茂の市民です。

私たちはこのまちを愛し、たがいのしあわせを願い、ひ
とりひとりの誓いをこめて、この憲章を定めます。

- ― 健康で働き、心のかよう家庭をつくります。
- ― きまりを守り、いたわりあい、助けあって住みよ
いまちをつくります。
- ― 自然をいかし、環境をととのえ、くらしのゆたか
なまちをつくります。
- ― 夢をもち、正しく強く生きる青少年の育つまちを
つくります。
- ― 教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。

目 次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	
(1) 計画の位置付け	1
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の策定手続	2
(4) 計画の対象範囲	2
(5) 計画の進行管理	2
3 美濃加茂市教育を通して「めざす人間像」と「資質・能力」	
(1) めざす人間像	3
(2) 資質・能力	4
4 施策体系	4

第2章 各論

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進

(1) 豊かな人間性の育成	
① 人権教育・道徳教育の推進	7
② 豊かな体験活動の推進	9
③ 読書活動の推進	11
(2) 健やかな体の育成	
① 健康教育と食育の推進	13
② 運動に親しむ機会の充実	15
(3) 確かな学力と実践力の育成	
① 多様な探究活動の推進	17
② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	19

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(1) 多様な教育ニーズへの対応	
① いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底	21
② すべてのこどもたちが学びにアクセスできる環境の整備	23
③ 多文化共生社会をめざした教育環境の整備	25
④ 特別支援教育の推進と医療的ケアの充実	27
(2) 連続性のある学びづくり	
① 里山保育の推進	29
② 幼保小中高特における円滑な接続に向けた連携推進	31

基本目標 3 学びを支える環境の整備

- (1) 安全・安心で質の高い教育環境の整備
 - ① 教職員研修の充実と働き方改革の加速 33
 - ② 安全・安心を守る教育の推進 35
 - ③ 社会の変化に対応した学校の整備 37
- (2) 地域ぐるみでこどもたちを育てる教育環境の整備
 - ① 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進 39
 - ② 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進 41
 - ③ 家庭教育を支援する環境の整備 43

第3章 施策の指標 45

第4章 資料編

- 1 人口減少・少子高齢化の進展 47
- 2 本市教育の現状
 - (1) 自己肯定感や人間関係を築く力について 48
 - (2) 体力・運動能力について 48
 - (3) 学力・学習状況について 48
 - (4) いじめについて 49
 - (5) 不登校児童生徒の状況について 49
 - (6) 外国人児童生徒の状況について 49
 - (7) 特別支援教育について 50
 - (8) 教師の ICT 活用指導力について 50
 - (9) 教員の多忙化の状況について 50

第3次美濃加茂市教育振興基本計画策定委員名簿 ... 51

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 13(2001)年度に教育夢プランとして「FROM-0 歳プラン」を策定して以降、平成 26(2014)年度には「美濃加茂市教育振興基本計画(FROM-0 歳アクションプラン)」を、令和元(2019)年度には「第 2 次美濃加茂市教育振興基本計画(FROM-0 歳プラン 2)」を策定し、「教育資源に富み、人と人が共に支え合う美濃加茂で、学校・家庭・地域・社会が有機的に連携し、誕生から高等学校卒業までの一連の過程の中で、発達段階に応じた切れ目のない教育を推進していこう」【ロングスパン教育】【面による指導】を基本理念とし、教育の振興に取り組んできました。

国においては、社会全体の潮流を念頭に置いた上で、令和 5(2023)年度から 5 年間を実施期間とする第 4 期教育振興基本計画を策定し、今後の教育政策の新たな方向性を示しました。

こうした状況を踏まえ、第 2 次美濃加茂市教育振興基本計画のもとで進めてきた取組をさらに発展させ、本市における教育のより一層の振興を図るための羅針盤として、新たに「第 3 次美濃加茂市教育振興基本計画」(以下「計画」という。)を策定しました。

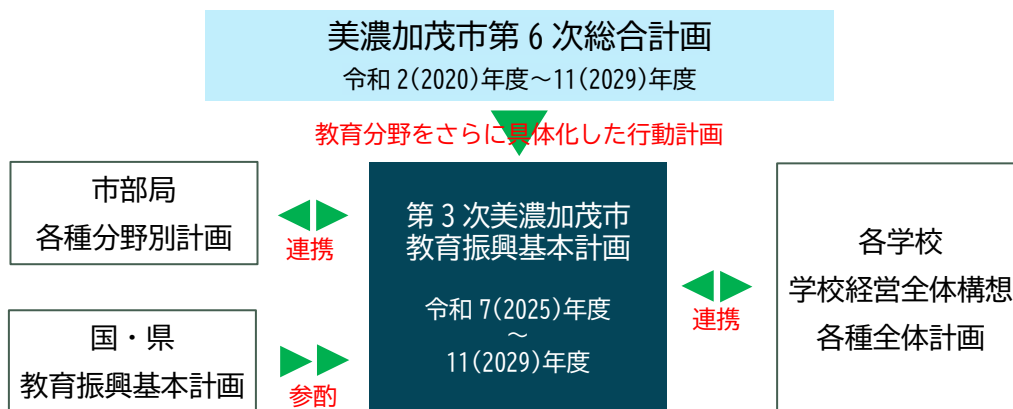
2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の「第 4 期教育振興基本計画」及び県の「第 4 次岐阜県教育振興基本計画」を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「美濃加茂市第 6 次総合計画」の教育分野をさらに具体化した行動計画であり、他部局の各種分野別計画との連携を図りながら事業を推進するものです。

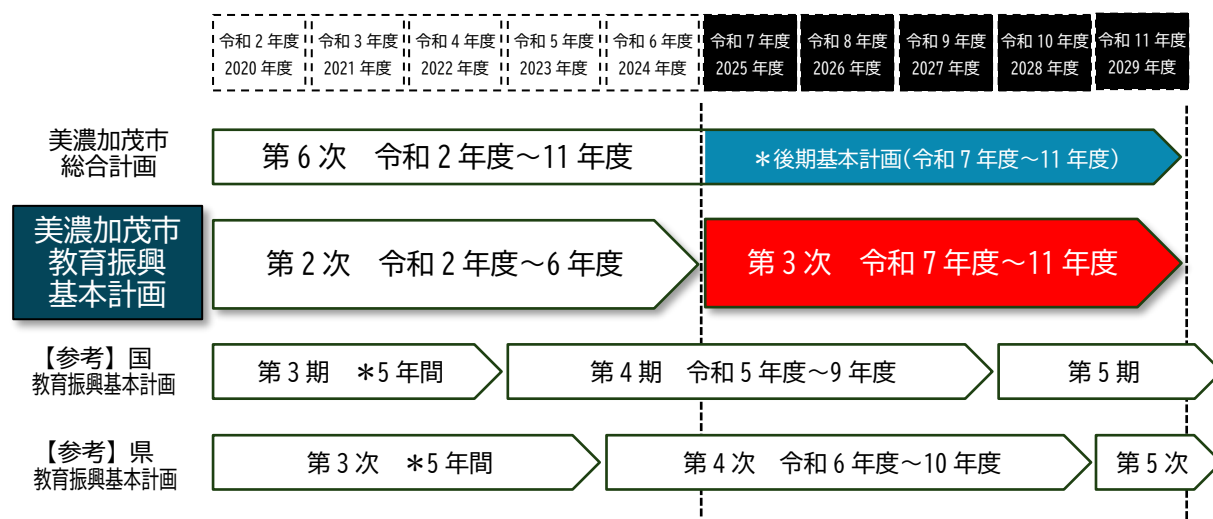
なお、各学校においては、本計画に定める、「めざす人間像」の実現をめざして学校経営全体構想や各種全体計画を作成し、教育活動を実施するよう努めていきます。



(2) 計画の期間

本計画は、令和 7(2025)年度を初年度とし、令和 11(2029)年度までを対象期間とする 5 か年計画としていきます。

なお、本計画は、この期間内においても、制度の改正や学校を取り巻く社会情勢の変化等により、見直し変更する場合があります。



(3) 計画の策定手続

本計画の策定に当たり、学校関係者、外部有識者及び保護者代表で構成される「第 3 次美濃加茂市教育振興基本計画策定委員会」の皆様からの意見を盛り込みました。

(4) 計画の対象範囲

本計画は、胎児期から、乳幼児期や学童期を経て、青年期（18 歳頃）までの期間に関する教育を中心とし、こどもたちを支える家庭及び地域等を含めた教育に関わる取組を対象範囲とします。

(5) 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等において、目標とする客観的な指標を設定し、実績及び効果を数値で把握するとともに、数値だけでは表せない実態があるため、施策推進にまつわるエピソードやこどもたちの反応等、関連する情報を収集するなど、多面的に状況分析・評価を行っていきます。

計画の進行状況を把握するとともに、必要に応じて適宜、見直しを行い、結果を公表していきます。その結果を翌年度以降の施策に反映させながら、計画の実現を図っていきます。



「あじさい教室」通室生徒作品

3 美濃加茂市教育を通して「めざす人間像」と「資質・能力」【教育大綱】

(1) めざす人間像

自分が思い描く幸せな未来を創造していく子

- 社会は今、変動性、不確実性、複雑性及び曖昧性が増し、先行き不透明で将来の予測が困難な時代を迎えています。また、超スマート社会（Society5.0）において、AI の進化や DX の進展は、経済や社会構造等に大きな変化をもたらしていくでしょう。
- 言うまでもなく、いつの時代においても新しい時代を築き、担っていくのはこどもたちです。このような将来の予測が困難な時代にあっては、しなやかに対応し、すべてのこどもたちが主体となって、自分や周りの人たち、社会の幸せな未来を創造していく、こどもを中心に据えた教育がより一層求められると、私たちは考えています。
- そのためには、“らしさ”をいかした特色ある教育活動において、こどもたち一人一人の学びが尊重されること。さらに、様々な課題に自分事として向き合い、その解決に向かって、自分で考え取り組み続け、「できた喜び」や「できなかった悔しさ」を体得することにより、自分らしい答えを導く力や困難な状況でも粘り強くやり抜く力、達成感、自己肯定感等を身に付けることが重要です【自立力】。
- また、相手意識をもって建設的に議論し、調整し、一人一人の力を最大限に発揮していく中で、多様な他者が価値ある大切な存在として受容され、安心して参画できる居場所や健康的な暮らしを創っていくこと。さらに、本市の強み（継承された歴史・伝統・文化、連綿と紡いだ人と人との絆、こどもたちの将来を支える仕組み等）をいかし、人・社会・自然とつながり、リアルな関係を広げ深めていくことにより、規範意識や利他性、協働することの尊さ、共感的・協調的な関係性等を身に付けることも重要です【共生力】。
- 【自立力】と【共生力】を発揮しながら幸せな今の創造にのびのびとチャレンジしていく、そして、また【自立力】と【共生力】を発揮しながら幸せな今の創造にのびのびとチャレンジしていく……。この連続と蓄積が、夢や目標、希望、高い志、生きがいを与え、生涯にわたって、幸せな未来を創造していくことへつながっていくものと考えます【挑戦力】。
- そこで、これまで大切にしてきた「FROM-0 歳プラン」の基本理念を継承・発展させ、胎児期から青年期（18 歳頃）までの連続する学びの中で、誰一人取り残さず可能性を引き出す、発達段階に応じた切れ目のない教育を一層推進していきます【ロングスパン教育】。また、幸せな未来像を共有し、こどもたちが社会とつながる機会をつくるなど、学校・家庭・地域・社会がそれぞれの役割を果たしながら、手を携え、チームとしてこどもたちの学びを支える安全・安心な環境づくりを一層推進していきます【面による指導】。
- 本計画では、「自分が思い描く幸せな未来を創造していく子」をめざす人間像に掲げ、ロングスパン教育と面による指導を軸に、教育のより一層の振興を図っていきます。

(2) 資質・能力

「自分が思い描く幸せな未来を創造していく子」を実現するために、こどもたち一人一人に身に付けてほしい資質・能力として、【自立力】、【共生力】及び【挑戦力】の3つを定めていきます。

自立力	様々な課題に自分事として向き合い、その解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいく力
共生力	多様な他者を価値ある大切な存在として受容し、人・社会・自然とつながり、関係を広げ深めていく力
挑戦力	幸せな未来を思い描き、自立力・共生力を発揮して、その創造にのびのびとチャレンジし続けていく力

4 施策体系

【自立力】、【共生力】及び【挑戦力】をバランスよく育成し、活用することをめざし、3つの基本目標からなる施策を体系的かつ計画的に推進していきます。

基本目標	施策	具体的な施策
1 未来への 礎となる力 を育む教育 の推進 育む	(1) 豊かな人間性の育成	① 人権教育・道徳教育の推進 ② 豊かな体験活動の推進 ③ 読書活動の推進
	(2) 健やかな体の育成	① 健康教育と食育の推進 ② 運動に親しむ機会の充実
	(3) 確かな学力と実践力の育成	① 多様な探究活動の推進 ② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
2 可能性を 引き出す教育 の推進 引き出す	(1) 多様な教育ニーズへの対応	① いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底 ② すべてのこどもたちが学びにアクセスできる環境の整備 ③ 多文化共生社会をめざした教育環境の整備 ④ 特別支援教育の推進と医療的ケアの充実
	(2) 連続性のある学びづくり	① 里山保育の推進 ② 幼保小中高特における円滑な接続に向けた連携推進
3 学びを支える環境の 整備 支える	(1) 安全・安心で質の高い教育環境の整備	① 教職員研修の充実と働き方改革の加速 ② 安全・安心を守る教育の推進 ③ 社会の変化に対応した学校の整備
	(2) 地域ぐるみでこどもたちを育てる教育環境の整備	① 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進 ② 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進 ③ 家庭教育を支援する環境の整備

自分が思い描く幸せな未来

Long Span

ロングスパン教育
「FROM-0 歳プラン」基本理念



面による指導 「FROM-0 歳プラン」基本理念							
Platform							
カナリヤの家	保健センター	こども家庭センター	太田宿	記念館	楽習ひろば	子育て咖啡厅	公園
110番の家	行政	地域名人	健康の森	まち協	生涯学習センター	交流センター	文化・歴史
地域企業	里山	プラザちゅうたい	発達支援センター	かも〜る	文化の森	のぞみ教室	図書
MIEA	障害福祉サービス事業所	放課後児童クラブ	家庭	プレスクール	あじさい教室	学校園	あじさいリースペース

第2章 各論

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進														
施策	具体的な施策	F-0推進課*												
		まちづくり	ひとづくり	スポーツ振興	文化振興	健康	こども未来	子育て支援	福祉	商工観光	農林	環境	総務	防災安全
(1)豊かな人間性の育成	① 人権教育・道徳教育の推進		●											●
	② 豊かな体験活動の推進		●	●	●									●
	③ 読書活動の推進		●											●
(2)健やかな体の育成	① 健康教育と食育の推進					●					●			●
	② 運動に親しむ機会の充実			●										●
(3)確かな学力と実践力の育成	① 多様な探究活動の推進		●		●		●			●		●	●	●
	② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善													●
基本目標2 可能性を引き出す教育の推進														
施策	具体的な施策	F-0推進課												
		まちづくり	ひとづくり	スポーツ振興	文化振興	健康	こども未来	子育て支援	福祉	商工観光	農林	環境	総務	防災安全
(1)多様な教育ニーズへの対応	① いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底					●		●	●					●
	② すべてのこどもたちが学びにアクセスできる環境の整備					●		●	●					●
	③ 多文化共生社会をめざした教育環境の整備	●					●	●						●
	④ 特別支援教育の推進と医療的ケアの充実					●	●	●	●					●
(2)連続性のある学びづくり	① 里山保育の推進						●							●
	② 幼保小中高特における円滑な接続に向けた連携推進					●	●	●	●					●
基本目標3 学びを支える環境の整備														
施策	具体的な施策	F-0推進課												
		まちづくり	ひとづくり	スポーツ振興	文化振興	健康	こども未来	子育て支援	福祉	商工観光	農林	環境	総務	防災安全
(1)安全・安心で質の高い教育環境の整備	① 教職員研修の充実と働き方改革の加速													●
	② 安全・安心を守る教育の推進	●	●			●								●
	③ 社会の変化に対応した学校の整備													●
(2)地域ぐるみでこどもたちを育てる教育環境の整備	① 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進		●	●	●									●
	② 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進	●	●				●							●
	③ 家庭教育を支援する環境の整備					●	●	●	●					●

* F-0推進課を中心としながら関係課が連携して各具体的な施策を展開することとします。

基本目標１ 未来への礎となる力を育む教育の推進

(１) 豊かな人間性の育成

① 人権教育・道徳教育の推進

自立 共生 挑戦 *

*特に育成と活用をめざす資質・能力に色塗りしています。

【推進課】ひとづくり課、学校教育課

現 状

- 人権教育は、新しい時代を築き、担っていくこどもたちの健やかな成長を願い、こどもたちに人権尊重の精神を育む教育です。
- 令和元年度、美濃加茂市及び富加町の小中学校 14 校の代表による「あじさい小中学生サミット」において、宣言「互いに広げよう“思いやりの心”」が採択されました。現在は、各学校が宣言に基づく取組を題材とした壁新聞を作成し、紹介合っています。
- あらゆるいじめをなくし、人と人、心と心のつながりを大切にした笑顔あふれる明るい学校及び地域をつくるために、各学校においては、児童会や生徒会による仲間のよさを認め合う活動等、「ひびきあい活動」を通年実施しています。また、毎年 12 月には、人権について集中的に学ぶ「人権週間」を位置付け、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進しています。
- こうした取組の一方、こどもたちがインターネット上で差別や偏見に出会うことが多くなっています。SNS 上での人権侵害が社会問題として広がる中、各学校においても、その対応が急務となっています。こどもたちが社会の差別に出会ったとき、根拠を持って間違いを指摘し、正すことができるよう、学校、家庭及び地域が一体となって、「美濃加茂市人権施策推進指針」を踏まえた人権教育を一層推進する必要があります。
- 「特別の教科 道徳」の指導方法において研究が進んでいますが、小中学校の円滑な接続を図った道徳教育を一層深化する必要があります。
- 令和 4・5 年度の 2 年間、本市の中学校が岐阜県教育委員会の指定を受け「道徳教育パワーアップ実践校」として実践を積み重ねました。公表会では、他の教育活動との関連を図った道徳教育等について、その成果を市内の各学校に広げました。

取組の方向性

- 人権教育における行動力を養う活動の充実
- 人権教育に関する教職員の資質能力の向上
- 「特別の教科 道徳」における指導方法の一層の充実
- 学校、家庭及び地域が連携した道徳教育の推進

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小) 83.6% 中) 80.0%	いずれも 90%
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小) 94.8% 中) 94.8%	いずれも 100%

主な取組

① 人権教育における行動力を養う活動の充実

- ・「あじさい小中学生サミット」において策定された宣言に基づき、「ひびきあい活動」の取組の改善・充実を図っていきます。その際、各学校の取組を交流し合い、他校の取組のよさに学ぶだけでなく、小中学生の視点から“すべての人が価値ある存在として受容される幸せな未来”を考え、小中学生から保護者や地域に発信する機会を設定するなど、児童生徒のみならず、保護者や地域と連携した取組を推進していきます。
- ・学級生活上の諸問題から課題を皆で決定し、学級生活をより良くするための取組や分担等を皆で協議して協働実践したり、実践の成果や課題を新たな課題の発見につなげたりするなど、一連のプロセスの連続を大切にした児童（生徒）会活動を支援していきます。
- ・人権標語や作文、少年の主張大会及び平和交流事業等、児童生徒が人権の保護や平和の大切さ等を伝える機会を提供していきます。

② 人権教育に関する教職員の資質能力の向上

- ・岐阜県教育委員会発行「人権教育の手引」や岐阜県人権教育協議会発行「ひびきあい」等の資料や、県内外で生じた人権侵害事例及び児童生徒の作文等を活用した人権教育に関する研修を定期的の実施していきます。
- ・人権に対する正しい知識を身に付けさせ、自他を大切に思う心や態度を養うことができるよう、人権教育を基盤とした教育課程を編成し、組織的・計画的・継続的に人権感覚を高める教育を推進していきます。

③ 「特別の教科 道徳」における指導方法の一層の充実

- ・自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養うことができるよう、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進していきます。
- ・道徳教育推進教師が中心となり、道徳教育全体計画に基づいた教育を推進したり、研修を充実させたりするなど、学校全体で道徳教育に取り組むことができる推進体制の確立を支援します。

④ 学校、家庭及び地域が連携した道徳教育の推進

- ・こどもたちの豊かな心と望ましい道徳性の涵養を図るために、学校、家庭及び地域が共通理解を深め、連携した地域ぐるみの道徳教育を推進していきます。
- ・校区の学校間の連携強化を図るために、小中学校共通の道徳的实践内容を設定していきます。

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進

(1) 豊かな人間性の育成

② 豊かな体験活動の推進



【推進課】ひとづくり課、スポーツ振興課、文化振興課、学校教育課

現 状

- 地域社会と自分自身や自分の生活とのかかわりを強く意識することができるよう、本市の歴史・伝統・文化等を学ぶための副読本「わたしたちのまち美濃加茂」を活用した学習を行っています（小学校第3・4学年使用）。
- みのかも文化の森、中山道太田宿及び津田左右吉博士記念館等、本市の施設や史跡を活用した体験活動が推進され、みのかも文化の森においては、令和5年度、のべ110校5,231人の児童生徒が利用しました。
- 市策定「里山千年構想」の下、里山再生の一翼を担っているヤギさんの生態と併せて生命の尊さを学ぶために、「ヤギさんふれあい授業」を実施しました。
- 身近な川である木曽川において人や自然とつながり学ぶために、仲間と協働してラフティングボートを操作し川下りをする「ふるさと木曽川を感じる体験研修（木曽川アドベンチャー）」を実施しました。
- 自然・科学技術を楽しく学び、自然・科学技術に対する興味・関心を喚起するために、市教育センターでは「わくわくドキドキ科学の広場」「わくわくドキドキプログラミング体験広場」を開催したり、各学校においては、授業では体験できない実験や外部専門家による「サイエンスショー」等を行ったりしました。
- 「JFA こころのプロジェクト『夢の教室』」「岐阜県トップアスリート出前指導事業」等を通して、トップアスリートから技術を教えてもらったり、競技との向き合い方等についての話を聞いたりしました。
- 体験活動はひとづくりの原点であり、人間的な成長に不可欠な教育活動です。家庭環境等の影響による体験格差の広がりが懸念される中、学校外の教育資源を最大限に活用した体験活動を意図的・計画的に創出することは非常に重要です。

取組の方向性

- 美濃加茂の自然・文化資源等に触れて学ぶ体験活動の充実
- 自然・科学技術のふしぎに触れて学ぶ体験活動の充実
- 国・県事業等を有効活用した体験活動の充実

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
地域の教育資源や学習環境を積極的に活用している教員の割合	97.2%	100%
「みのかも文化の森」学校活用における活用可能日数に対する利用日数の割合	71.6%	65%

主な取組

① 美濃加茂の自然・文化資源等に触れて学ぶ体験活動の充実

- ・本市の魅力に対する理解を深めるための工夫や、問題解決的な学習の中で活用しやすい工夫等を観点とし、「わたしたちのまち美濃加茂」の内容を一層充実していきます。
- ・各学校の教職員、みのかも文化の森の所長や所員等で構成される「文化の森活用委員会」において、みのかも文化の森でしかできない活動を通して得られる気づきや感動を大切にした教育プログラムを充実していきます。
- ・地域の人々を講師として専門的な知識や技能に触れる機会や本市の施設や史跡を活用したリアルな体験活動の機会を充実するとともに、他の教育活動や次の学年の体験活動との関連性を持たせ、効果的・計画的に実施していきます。
- ・小学校3年生以上の1人1台端末に、「M1 検定ドリル」(ショートカット)を貼り付け、本市の自然・歴史・伝統・文化・産業等の魅力を発見する機会を提供していきます。
- ・本市の魅力をいかした教育活動が円滑かつ効果的に行われるよう、新規採用教職員を対象にした研修テーマ及び研修方法を工夫していきます。
- ・今後も引き続き、児童生徒が様々な知識と経験を積むことができる加茂野交流センター等の居場所を広く紹介するとともに、参加を一層促していきます。

② 自然・科学技術のふしぎに触れて学ぶ体験活動の充実

- ・普段の授業や教科書では学ぶことができない、自然・科学技術のふしぎや面白さを肌で感じることができるよう、各学校において行われる体験活動の充実が図られるよう支援していきます。
- ・今後も引き続き、市教育センター等による自然・科学技術のふしぎに触れて学ぶ体験活動を広く紹介するとともに、参加を一層促していきます。

③ 国・県事業等を有効活用した体験活動の充実

- ・様々な体験活動や豊かな心の育成につながるよう、国・県事業等、多様な取組への参加を一層促していきます。

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進

(1) 豊かな人間性の育成

③ 読書活動の推進



【推進課】ひとづくり課、学校教育課

現 状

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定された「第五次『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』」（文部科学省）では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「子どもの視点に立った読書活動の推進」等を考慮した取組の展開が求められています。学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。
- 本市では、「美濃加茂市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、学校、家庭及び地域等が連携を図りながら、取組を展開しています。
- 絵本を通してゆっくり親子の心ふれあう時間を重ねていくことができるよう支援する「ブックスタート事業」、読み聞かせや絵本の貸し出しを行う「出張図書館」、家庭読書普及を図る「読書通帳」の作成・配付、視聴覚ライブラリーの利用サービス向上等を実施しています。
- 小学校では地域ボランティアの協力による定期的な読み聞かせ、中学校では読書習慣の形成を図る朝読書の設定に加え、図書委員会等、児童生徒が学校図書館の運営に参画する機会を設定しています。また、学校においては、読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるために、一斉読書の時間（「朝の読書」等）を設定し、読書機会を拡充しています。
- 各学校へ図書館司書を定期的に派遣し、司書教諭と連携して、年間活動計画に沿った読書活動を推進しています。さらには、司書だよりを年2回発行し、読書の楽しさやよさを啓発するとともに、児童生徒だけでなく、保護者に対しても読書活動の意義や重要性を啓発しています。
- 児童生徒の読書離れや各学校における蔵書充足率の格差を踏まえ、すべての児童生徒が日常的に本に接することができる環境整備及び取組を一層推進する必要があります。

取組の方向性

- 学校図書館の充実
- 学校図書教育体制の充実
- 関係機関等と連携した読書活動の推進
- ◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
1 か月の間に本を 1 冊も読まない児童生徒の割合（不読率）	小)6.1% 中)10.1%	小)2%以下 中)8%以下

主な取組

① 学校図書館の充実

- ・図書館内の展示や掲示を工夫したり、「図書館まつり」等の催し物を開催したりして、図書館利用の促進を図っていきます。
- ・学校図書館の蔵書状況を見直し、廃棄基準をもとに適正な図書の更新を図ることで学校図書館の一層の充実に努めていきます。
- ・本を利用した調べ学習を取り入れるなど、学校図書館を効果的に活用した授業づくりを推進していきます。
- ・障がいのある児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒、多様性に配慮した読書環境の整備を推進していきます。
- ・図書委員会等の児童生徒が主体となって学校図書館の充実に参画し、絵本や物語の読み聞かせ、ブックトーク、図書館だよりの発行等、読書の楽しさやよさを啓発する創意工夫ある活動を展開できるよう支援していきます。
- ・より深く読書し、読書の感動を文章に表現する「青少年読書感想文全国コンクール」等への応募を促していきます。

② 学校図書教育体制の充実

- ・図書館主任及び図書館司書を対象に、情報活用能力の育成及び読書指導の充実を図る研修機会を設定していきます。
- ・年度当初には、学校図書館利用のきまりや全教職員で推進する読書指導等について共通確認をしていきます。

③ 関係機関等と連携した読書活動の推進

- ・市立図書館と連携し、出張図書館等による学校図書館の活性化を図っていきます。
- ・小学第2学年生活科において、市立図書館見学を実施したり、見学の感想を児童から家庭で話したりすることによって、本に接する環境や機会を作り出していきます。
- ・市立図書館だけでなく地域学校協働本部やPTAと連携し、こどもの年齢や発達段階に応じて読み聞かせを行ったり、家族の絆が一層深まることをめざす活動である「家読（うちどく）」を行ったりするなど、読書活動を推進していきます。
- ・読書の楽しさやよさを味わうことができるよう、関係機関等が実施する読書活動につながる様々な事業を展開していきます。

基本目標１ 未来への礎となる力を育む教育の推進

(2) 健やかな体の育成

① 健康教育と食育の推進

自立 共生 協働

【推進課】健康課、農林課、教育総務課、学校教育課

現 状

- 本市の最上位計画である「美濃加茂市第6次総合計画」の健康増進分野をさらに具体化した行動計画「美濃加茂市健康増進計画」を踏まえ、学校、家庭及び地域等が連携を図りながら、取組を展開しています。
- 各学校において、保健体育の授業や養護教諭による保健指導、性に関する指導、薬物乱用防止教室等で児童生徒の健康課題の解決に向けての取組を実施しています。また、養護教諭が発行する保健だより等で、その時季に必要な健康に関する情報を発信し、家庭への周知にも努めています。
- 歯科医師による歯科検診、歯科医師や歯科衛生士による歯科指導、歯磨き指導及びフッ化物洗口等を行っています。
- 学校給食センターから、13校（富加町立富加小学校、美濃加茂市富加町中学校組合立双葉中学校を含む）、1日約6,500食の給食を統一献立で提供しています。地場産物の活用等において、学校給食は重要な役割を果たしています。
- 令和6年度現在、本市には、栄養教諭等が3名配置されており、給食の献立作成を担うとともに、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を整備し、計画的・継続的な食に関する指導体制の充実を図り、全学級に発達段階に応じた食育の授業を行っています。
- 食物アレルギー及び物価高騰等への対策を講じ、児童生徒の健康促進につながる給食を責任をもって提供することが求められます。
- 各学校においては、学校保健安全委員会を開催し、教職員、保護者及び学校医等で、児童生徒の健康安全に関する課題や学校保健に関する諸問題等を協議しています。

取組の方向性

- 健康教育の充実
- 食育の充実
- 学校保健体制の充実
- ◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5年度)	目標値(R11年度)
健康に過ごすために授業で学習したことや保健室の先生等から教えられたことを普段の生活に役立てていると思う児童生徒の割合	小)84.4% 中)76.9% *R6年度	小)90% 中)80%
毎日、同じぐらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小)82.4% 中)76.3%	いずれも 85%

毎日、同じぐらいの時刻に起きている児童生徒の割合	小) 89.2% 中) 89.7%	いずれも 95%
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小) 96.6% 中) 90.1%	いずれも 100%
教職員を対象としたアドレナリン自己注射薬（エピペン®）の実技研修会を実施した学校の割合	100.0%	100%

主な取組

① 健康教育の充実

- ・保健体育の授業及び養護教諭による保健指導等を充実し、児童生徒の健康課題解決に向けての発達段階に応じた取組を実施していきます。外部専門家による薬物乱用防止教室を実施し、命を尊ぶ態度を養う学習を推進していきます。
- ・児童生徒の健康を守るための重要なツールである保健だよりの内容を充実し、規則正しい生活、睡眠時間の確保、栄養バランスのとれた食事及び季節ごとの健康対策や予防対策の促進等について啓発していきます。
- ・「8020 運動」の推進に取り組んでいきます。各学校で学校歯科医による歯科健診を実施する他、歯科衛生士による歯科指導により歯・口腔の健康維持を図っていきます。

② 食育の充実

- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることで、生涯健康で元気に生きることができるよう、学校給食を「生きた教材」として活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭等を中心とした体系的・継続的な食育の充実を図っていきます。
- ・献立に使用する食材や季節の話題等の情報を給食時間中に校内放送したり、給食センターだよりを発行したりして、児童生徒の食への関心を一層高めていきます。
- ・家庭教育学級での給食試食会や夏休みの親子栄養教室等を通して、食育の大切さを啓発していきます。
- ・食物アレルギーのある児童生徒に対しては、該当児童生徒の状況を的確に把握し、保護者や関係機関との連携を密にして、それぞれの実態に応じた対応に努めていきます。また、教職員研修を実施し、緊急時の対応の方法を身に付けていきます。
- ・給食センターの機能を適切に維持（予防保全）し、地産品を積極的に利用した給食や食物アレルギーに対応した給食を提供していきます。
- ・給食に有機あるいはそれと同等程度の農産物を利用した給食を継続して提供できるように、市関係課等が連携し、資源の調査、事例研究及び勉強会等を実施していきます。

③ 学校保健体制の充実

- ・学校保健の中核的な組織である学校保健安全委員会を機能させるために、内容の充実を図るとともに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等と連携した研修を充実改善していきます。

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進

(2) 健やかな体の育成

② 運動に親しむ機会の充実



【推進課】スポーツ振興課、学校教育課

現 状

- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活習慣の変化やマスク着用中の激しい運動の自粛、気候変動による熱中症予防のための外での運動の自粛等、社会環境の変化により体を動かす機会が減少しています。
- このような状況下、保健体育の授業に加え、体育的行事や児童（生徒）会活動、「チャレンジスポーツ in ぎふ」の挑戦等を通して、児童生徒がより多く運動に親しむ機会を創出できるよう努めています。
- 「JFA こころのプロジェクト『夢の教室』」や「岐阜県トップアスリート出前指導事業」等を活用し、トップアスリートと触れ合い、スポーツの魅力等について学ぶ機会を設定しました。
- 「運動やスポーツをすること」や「卒業後に運動やスポーツを継続すること」に対して肯定的に捉えている児童生徒の割合は、小学校・中学校ともに高く、一定の成果がみられます。一方として、体力・運動能力の総合評価*においてC以上の児童生徒の割合は全国平均を下回る傾向にあります。
*総合評価とは、各種目の合計得点をAからEの5段階で判定するもので、A判定は体力合計点が高く、E判定は体力合計点が低いことを表すものです。
- 国や県が主催する「体育実技講習会」等で研修した内容を幅広く共有し、運動やスポーツに対する情意の維持・向上や体力の向上を図る取組を一層徹底する必要があります。

取組の方向性

- 運動やスポーツに対する情意の維持・向上を図る取組の充実
- 体力の向上を図る取組の充実
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の積極的活用
- 各運動領域に関する指導力向上
- ◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
小学校・中学校を卒業した後も自主的に運動やスポーツをする時間を「もちたいと思う」「ややもちたいと思う」と回答した児童生徒の割合	小)84.3% 中)82.0%	いずれも 90%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価C以上の児童生徒の割合	小)49.2% 中)71.1%	小)60% 中)80%

主な取組

- ① 運動やスポーツに対する情意の維持・向上を図る取組の充実
 - ・運動の楽しさや体を動かすことの心地よさを味わうことができるよう、より一層、保健体育の授業と体育的行事や児童（生徒）会活動等との関連を図ったり、運動やスポーツとの多様な関わり方（する、みる、ささえる）を実践したりするなど、運動やスポーツに親しむ機会を充実していきます。
 - ・ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）、市主催の「みのかもスポーツフェスティバル」及び県主催の「チャレンジスポーツ in ぎふ」等の積極的な参加を促していきます。
- ② 体力の向上を図る取組の充実
 - ・岐阜県教育委員会作成「幼児の運動遊びガイドブック」等を参考に、幼児期の体力づくりを行っていきます。
 - ・義務教育 9 年間の体育の系統性を踏まえた年間指導計画をもとに、児童生徒の発達段階に応じた体力づくりや、保健体育の授業を展開していきます。
 - ・児童生徒の体力の向上を図るため、スポーツ教室や出前授業等を通じ、外部指導者と連携した専門的な指導を推進していきます。
- ③ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の積極的活用
 - ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を児童生徒にフィードバックし、自身の体力を見つめ直す機会を設定していきます。
 - ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析を通して実態を把握し課題を明らかにするとともに、岐阜県教育委員会作成「体力向上スタートアップガイドブック」及び「体力テストガイドブック」等を参考に、指導改善方策を講じ取り組んでいきます。
- ④ 各運動領域に関する指導力向上
 - ・体育実技講習会に受講奨励するとともに、参加した教員が所属校で伝達講習会を行い、各運動領域の専門的知識・指導技術の向上に努めていきます。

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進

(3) 確かな学力と実践力の育成

① 多様な探究活動の推進

自立 共生 挑戦

【推進課】 ひとづくり課、文化振興課、こども未来課、商工観光課、環境課、総務課、学校教育課

現 状

- 外国語教育では、特別の教育課程を編成し、教科としての「外国語活動」の授業を実施しています（小学校第1・2学年）。そして、MET（専任英語指導講師）やEAS（英語活動等支援員）を活用し、外国の言語や文化に慣れ親しませるとともに実用的なコミュニケーション能力の育成を図っています。
- 総合的な学習の時間では、各学校がSDGsと関連させて独自に課題を設定し、必要な情報を収集したり、整理分析したりするなど、一連のプロセスを通じて探究する力を育てています。
- GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人に1台の端末を整備しています。プログラミング教育を実施したり、授業支援ソフトや学習支援ソフトを導入し、主体的で対話的な学びの充実を図ったりしています。一方、更なる日常のデジタル化に対応することができるよう、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、責任をもってデジタル技術を扱う行動規範等を学ぶためのデジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育の充実が強く求められています。
- 主権者として社会を生き抜く力や社会の構成員の一人として地域の課題解決を主体的に担う力、消費者として自身の消費行動を適切に行うために必要な知識や技能を、発達段階に応じて身に付けていくことが求められています。
- 児童生徒の発達段階に応じて、基礎的・汎用的能力を育成する系統的なキャリア教育を一層推進する必要があります。

取組の方向性

- 外国語教育4技能5領域における資質・能力の一層の育成
- SDGsと関連させた総合的な学習の時間の推進
- デジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育の充実
- 主体的に社会の形成に参画する教育の推進
- キャリア教育の充実

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5年度)	目標値(R11年度)
英検 IBA3 級程度の生徒の割合	55.5%	60%
総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしている学校の割合	100.0%	100%
情報活用の基礎となる知識や態度について指導できる教員の割合	90.9%	100%

18歳になったら選挙権を行使しようと考えている児童生徒の割合	—	100%
学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていると回答した児童生徒の割合	小) 80.2% 中) 85.7%	小) 85% 中) 90%

主な取組

- ① 外国語教育 4 技能 5 領域における資質・能力の一層の育成
 - ・ MET（専任英語指導講師）や EAS（英語活動等支援員）を各学校に配置し、児童生徒の発達段階に応じて、楽しくコミュニケーションが図れる外国語教育を実施していきます。
- ② SDGs と関連させた総合的な学習の時間の推進
 - ・ SDGs と関連させた課題の解決に向けて、自分で情報収集するなどの探究のプロセスを通じて、自ら考え解決策を導き出す能力や、持続可能な社会の構築に向けた意識と行動力等、次世代に必要な資質・能力を育成していきます。
- ③ デジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育の充実
 - ・ デジタル・シティズンシップ教育や情報モラル教育について、各学校の情報教育担当教員で構成する情報教育委員会で啓発資料を作成・配付するとともに、情報モラル出前講座等を活用しながら、発達段階に応じて、計画的・継続的に推進していきます。
- ④ 主体的に社会の形成に参画する教育の推進
 - ・ 自らが学校生活を形成する一員であり、合意形成を経て自ら仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことができるよう、学級生活上の諸問題から課題を皆で決定し、学級生活をよりよくするための取組や分担等を皆で協議して協働実践したり、実践の成果や課題を新たな課題の発見につなげたりする一連のプロセスを繰り返す自発的・自治的な活動を一層推進していきます。
 - ・ 主権者としての意識の涵養につながる取組を推進するとともに、「模擬選挙」や「租税教室」等、主権者・消費者として必要な資質・能力を育むために、発達段階に応じた指導内容の充実を図っていきます。
 - ・ 未来を担う若者たちが地域へ愛着をもつことができるよう、すべての若者が安心して過ごせる居場所を設置し、若者が継続的に地域活動を行うためのグループを育成していきます。
- ⑤ キャリア教育の充実
 - ・ 自分らしい生き方を実現していくために必要な基礎的・汎用的能力を身に付けることができるよう、学びをつなぐ「キャリアパスポート」等を有効活用していきます。
 - ・ 産業や職業理解を深める企業見学への参加を促すとともに、働く人々の姿や生き方に触れる職場体験活動の充実を図っていきます。
 - ・ 岐阜県作成「ライフデザインを考える啓発冊子」を活用して、人生の早い時期から自身の希望する将来の人生設計について考える機会を提供していきます。

基本目標1 未来への礎となる力を育む教育の推進

(3) 確かな学力と実践力の育成

② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善



【推進課】学校教育課

現 状

- 児童生徒が学校で最も長い時間を過ごしているのが授業です。児童生徒一人一人が課題意識を持って主体的に授業に臨み、自分の考えをもち、仲間との対話的な学習を通して、「なるほど、そうか。分かった、できた。」を実感できるような授業づくりを推進しています。また、教育効果を高めるために、授業・学習支援ソフトウェアを活用しています。
- 一部の小学校では、小学校からの教科専門性向上による教科の授業の充実を図ることができるよう、教科免許所有者や得意分野を持つ教員による教科担任制を取り入れています。
- 各教科を学ぶ意義を感じている児童生徒の割合は、小学校・中学校ともに高く、一定の成果がみられていますが、一方として、知識及び技能の定着やそれらを活用する力は依然として課題であり、授業改善に向けた取組を一層徹底する必要があります。特に、「自分の考えを広げ深める対話的な学びが実現できているか」といった視点からの授業改善を図っていく必要があります。
- 本市では、「フロム0歳プラン推進事業指定校」として指定された学校は、2年間の研究実践を推進し、2年目にその成果を公表することとしています。
- 教職員の指導力を高めるために、市教育センター研修講座として、「授業力向上研修」や他校の研究授業に参加する「タイアップ研修」等を実施しています。
- 研究実践や研修講座で学んだ内容を活用した取組が日常的なものとなるまでに継続する必要があります。

取組の方向性

- 学力向上を具現するための指導体制の充実
- 教育DXによる学習活動の充実
- 指導改善サイクルの確立
- 学習指導力を高める研修等の充実

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5年度)	目標値(R11年度)
学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う児童生徒の割合	小) 79.6% 中) 80.5%	いずれも 90%
「主体的・対話的で深い学び」を視点とした指導過程を工夫していると思う教員の割合	94.0%	100%

主な取組

① 学力向上を具現するための指導体制の充実

- ・各学校に、市費会計年度任用職員「支援員」を配置し、ティーム・ティーチングや一人一人のつまずきに応じた個別の指導を実施するなど、授業においてきめ細かな指導を一層推進していきます。
- ・特に小学校においては、学習内容につまずきやすい内容を学ぶ中学年では習熟の程度に応じて学習集団を少人数で編成して指導したり、二人の教員が協力して授業を行ったりすることに加え、高学年からは中学校への円滑な接続を視野に入れて教科担任制を取り入れるなど、各学校の実態に応じた取組を推進していきます。

② 教育 DX による学習活動の充実

- ・学習支援ソフトウェアの活用により、学習状況を「見える化」する他、児童生徒が自らの理解の程度や知的好奇心に応じ、学習を調整しながら積極的に学習に取り組む個別最適な学びの充実を図っていきます。
- ・授業支援ソフトウェアの活用により、児童生徒同士で考えをアウトプットし合い、学びを深め広げていく協働的な学びの充実を図っていきます。
- ・デジタル教科書・教材の特性・強みをいかした授業について、各学校の情報教育担当教員で構成する情報教育委員会で実践事例を開発し、提供していきます。
- ・個人情報への厳正な取扱いを確保しながら安全・安心に活用できるルールを整備していきます。

③ 指導改善サイクルの確立

- ・年間を通した「指導改善サイクル」を確立し、自己の主体性を軸にした学びに向かう能力や態度を育むことができる教育の充実をめざしていきます。
- ・全国学力・学習状況調査の結果分析を通して実態を把握し課題を明らかにするとともに、明らかになった課題を踏まえ「指導改善プラン」を作成し、全教職員で協力して取り組みます。その際、指導改善プランについて、保護者や地域へ積極的に説明し、協力体制の充実に努めていきます。

④ 学習指導力を高める研修等の充実

- ・全国学力・学習状況調査の結果を分析することを通して、児童生徒の学力や学習状況の実態を把握し、課題を明らかにするとともに、日常の授業改善に活用することができるよう「指導改善資料」を作成・発信していきます。
- ・ロングスパン教育・面による指導の質的向上を図ることができるよう、「フロム0歳プラン推進事業指定校」における実践について指導・助言していきます。さらに、公表会を通じて、その成果を市内すべての学校へ普及していきます。
- ・「指導と評価の一体化」等に先進的に取り組む学校の実践を支援し、指導改善資料を通じて、その成果を市内すべての学校へ普及していきます。
- ・国や県が主催する研修に受講奨励するとともに、タイアップ研修や初任者研修、夏季研修等、市が開催する教科指導に係る研修講座を充実していきます。

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(1) 多様な教育ニーズへの対応

① いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底



【推進課】健康課、子育て支援課、福祉課、学校教育課

現 状

- 市内小中学校における100人当たりのいじめ認知件数は、令和5年度は約2.67件となっており、増加に転じました。なお、令和5年度に認知したいじめのうち、解消したものの割合は92.1%となっています。
- 関係法令及び県内外で生じた事案による研修にて「いじめの適切な認知」「組織対応の重要性」「初動対応と外部専門家や関係機関との連携の必要性」「管理職のリーダーシップの発揮」等についての理解を深め、いじめの未然防止と早期対応力の向上に努めています。
- 不登校の兆候がある児童生徒が学習や生活への意欲を回復する一時的な場所として、各学校内に「相談室」を設置する他、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手であり、保護者の相談相手となる市費会計年度任用職員「ほほえみ相談員」を配置しています。
- 児童生徒が精神的に強いストレスを受けた際に一人で抱え込むことなく、身近な大人や教職員に相談したり、様々な地域の支援を利用したりするなどの対応を身に付けるために、すべての児童生徒に対して「SOSの出し方・受け止め方に関する教育」を推進しています。
- 新しい環境での学習や生活へ移行する段階（小学校第1学年及び中学校第1学年）に、市教育委員会作成「いじめ防止リーフレット」を配付し、いじめの未然防止について啓発するとともに、相談機関を紹介しています。
- ネットを介した誹謗中傷、いじめ、ネット依存等の問題に対して、行政機関、事業者、学校関係者等が連携して、こどもたちの安全・安心なインターネット利用に関する啓発に取り組んでいます。

取組の方向性

- 「学校が楽しい！」と言える学校づくりの推進
- 学校風土の「見える化」と児童生徒理解の深化
- 組織的対応の強化

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5年度)	目標値(R11年度)
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合	小) 78.4% 中) 74.2%	いずれも 100%
認知したいじめのうち、解消したものの割合	92.1%	100%

主な取組

- ① 「学校が楽しい！」と言える学校づくりの推進
 - ・「学校が楽しい！」と言える快適で温かみのある学校づくりを対応の基本とし、2 学期制の特長をいかした教育課程の下、発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進めていきます。
 - ・児童（生徒）会による集会活動や異学年交流等を充実し、“絆と居場所づくり”を進めていきます。
- ② 学校風土の「見える化」と児童生徒理解の深化
 - ・学校風土の把握ツールを活用して、学校が児童生徒にとって生活しやすい風土雰囲気であるかを把握し、学校運営の改善に役立てます。
 - ・1 人 1 台端末を活用して、日常的に心や体調の変化を可視化し、早期発見・早期対応できる環境を整備していきます。
 - ・生活習慣・教育相談アンケートを定期的実施するとともに、教育相談週間を設け、学習や生活で心配なことや友だちとの関わり方等について、児童生徒の心に寄り添いながら支援していきます。
- ③ 組織的対応の強化
 - ・関係法令に則り策定された「学校いじめ防止基本方針」の実効性・実行性を高めるために、不断の評価・見直しを行うとともに、年度当初に研修を設定し、全教職員が周知していきます。特に、「いじめの適切で積極的な認知」「早期の組織的な対応」「初動対応と外部専門家や関係機関との連携の必要性」「管理職のリーダーシップの重要性」「個の実態や状況に配慮したきめ細かな指導の重要性」について周知していきます。
 - ・いじめの未然防止と不登校の早期対応に係る取組を充実させるために、管理職研修、生徒指導主事会及び教育相談担当研修において、臨床心理士を招聘して専門的な知識・指導技術の向上を図るなど、内容と方法を工夫していきます。
 - ・最適ないじめの防止等のための対策につなげることができるよう、市費会計年度任用職員「生徒指導スーパーバイザー」が各学校で訪問指導していきます。
 - ・児童生徒の心の安定を図るために、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラーを配置し、相談室に通う児童生徒を指導・支援していきます。
 - ・いじめの発生構造は、被害者・加害者という二者関係に留まらず、観衆や傍観者という関係者に加え、こどものストレス等、学校のシステムや家族間の関係性等非常に多様な要因が重なり合っていることを踏まえ、発達支援センターを中心に「家族を支える連携会議」を活用し、福祉・保健・医療等の専門家による複眼的な見立てを通じて、教育と福祉の連携協働を図りながら、こども及び家族（世帯）を一体的に支えるチーム支援を行っていきます。
 - ・関係機関及び市関係課等と連携して、「いじめ未然防止教育」「SOS の出し方・受け止め方に関する教育」「ゲートキーパー養成講座」「情報モラル教育」を計画的に実施していきます。

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(1) 多様な教育ニーズへの対応

② すべての子どもたちが学びにアクセスできる環境の整備



【推進課】健康課、子育て支援課、福祉課、学校教育課

現 状

- 市内小中学校における100人当たりの不登校児童生徒数は、令和5年度は小学校約1.51人、中学校約7.64人となっています。不登校になっても学校復帰につながる支援、さらには不登校状態の長期化又は引きこもりになった児童生徒への支援等、一人一人の態様に応じた教育環境と支援体制の充実を図ることが重要となっています。
- 本市では、家から出ることができるが学校に行くことができない児童生徒の教育機会を確保するために、市教育センター内に教育支援センター「あじさい教室」を設置しています。
- あじさい教室では、自ら思い描く進路の実現に向けて社会的に自立することができるよう、基礎的な学習や体験活動等を行っており、令和5年度、あじさい教室を利用した児童生徒のうち、57.1%の児童生徒が、学校生活へ復帰（高校進学を含む）することができました。
- また、令和6年10月、あじさい教室とは別に、児童生徒一人一人が自ら選択して活動できる教育支援センター「あじさいフリースペース」を加茂野交流センター（あまちの森）に設置しました。
- 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、令和5年度、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は20.0%となっています。
- どこにもつながっていない不登校児童生徒に対し、1人1台端末を活用した学習支援・教育相談や、定期的な訪問支援等を行うなど、様々な支援形態の整備が急務となっています。

取組の方向性

- 教育相談体制の充実
- 社会的自立を支援する多様な学びの場の整備促進
- 関係機関との連携強化

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5年度)	目標値(R11年度)
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	20.0%	0%
学校生活へ復帰（高校進学を含む）した児童生徒の割合	57.1%	70%

主な取組

① 教育相談体制の充実

- ・各学校の教育環境の整備や教育相談体制を充実することができるよう、教育相談担当者やほほえみ相談員研修等を通じて、あじさい教室やあじさいフリースペースにおける効果のある取組を幅広く共有していきます。
- ・あじさい教室及びあじさいフリースペースの教育環境の整備や教育相談体制を充実することができるよう、市費会計年度任用職員「教育相談員」を配置していきます。
- ・不登校児童生徒及びその保護者が一人で悩みを抱え込まず、前向きに生活することができるよう、「教育相談」「あじさい個別懇談」「おしゃべりしよう会」等を定期的実施するなど、教育相談活動を一層推進していきます。
- ・児童生徒及び保護者に対して、学校外の教育相談機関についての情報を積極的に提供していきます。

② 社会的自立を支援する多様な学びの場の整備促進

- ・あじさい教室及びあじさいフリースペースについて、運営状況の評価・検証結果に基づき改善・充実を図っていきます。
- ・不登校児童生徒数の推移や動向を注視しながら、あじさい教室及びあじさいフリースペースとは別に、新たな教育支援センター等について、地域バランスを踏まえ設置検討していきます。
- ・不登校児童生徒に対し、1人1台端末を活用して教室以外の場所でも学習を進めたり、教育相談を実施したりすることができる環境を整備していきます。
- ・フリースクール等の民間施設やNPO等との連携によるセーフティネットについて検討していきます。

③ 関係機関との連携強化

- ・現在、総合福祉会館で実施している学習支援事業の周知を図るとともに、学習支援担当者と適宜、連携を図ることで、学校での学びづらさを抱えている児童生徒の声を聴きながら、学校に在籍するすべての児童生徒が安心して学ぶことができる学校の在り方を考えに反映させていきます。
- ・重層的支援体制整備事業（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）を用いて、登校渋り、五月雨登校及び不登校状態にある児童生徒が好きなことや得意なことをつながりを持ち、孤立せず、安全・安心な関係を育み、自分らしく過ごすことのできる居場所の中で、児童生徒の自己肯定感、自己有用感及び自己効力感の形成につながるよう福祉部局との緊密な連携を図っていきます。

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(1) 多様な教育ニーズへの対応

③ 多文化共生社会をめざした教育環境の整備



【推進課】まちづくり課、こども未来課、子育て支援課、学校教育課

現 状

- 市内小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、令和6年度は約11.2%を占める599人（内訳：ブラジル籍児童生徒268人、フィリピン籍児童生徒297人、その他（パキスタン籍、スリランカ籍及びベトナム籍等）34人）、であり、10年前と比べ約2.0倍となっています。
- こうした状況を背景に、日本語指導を必要とする児童生徒数の増加、及び出身地の多様化に伴う母語の多様化への対応等、外国人児童生徒等教育の充実が強く求められています。
- 本市では、外国人児童生徒及びその保護者の困り感を適切に通訳することで、円滑な学校生活につなげることができるよう、教職員をバックアップする市費会計年度任用職員「日本語指導支援員」を配置しています。
- 外国人児童生徒が円滑に学校生活を送り、自信をもって学ぶことができるよう、関係機関等との連携の下、学校内外におけるきめ細かな指導・支援を一層充実する必要があります。
 - ・ 就学前の外国人児童を対象にした「プレスクール」の開催
 - ・ 来日直後または外国人学校からの転学等により、日本の小中学校での生活経験がない外国人児童生徒を対象にした「のぞみ教室」での初期適応指導
 - ・ 外国人児童生徒が多く在籍する学校に設置する日本語指導教室「国際教室」での特別な教育課程の編成実施
 - ・ 放課後学習支援「MIRAI（みらい）」の実施（美濃加茂国際交流協会に委託）
- 高等学校への進学を希望する外国人生徒に対して、高校見学会及び進路学習会等を開催するなど、外国人生徒一人一人に応じた適切な進路の実現が図られるよう支援しています。
- 義務教育の就学年齢を超えた外国籍のこどもたち等に対し、高校進学の教科指導等を行う「外国籍の子どもの高校進学支援事業」を実施しています（可児市国際交流協会に委託）。

取組の方向性

- 文化理解の促進
- 外国人児童生徒への適応指導や日本語指導による学習保障に向けた取組の推進
- 中学校卒業後を見据えた進路指導の充実

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
人権教育や国際教育を充実させ、多文化共生の意識を高めていると思う教員の割合	93.0%	100%
日本語指導が必要な生徒のうち、就職または高等学校等へ進学した生徒の割合	65.4%	95%

主な取組

① 文化理解の促進

- ・ 外国語で校内放送を行ったり、外国の遊びを一緒に楽しむ時間を設けたりするなど、外国人児童生徒との交流機会を拡充し、多様な言語・文化・価値観の理解を促進するとともに、日本人児童生徒も外国人児童生徒も等しく安心して学び活躍できる環境整備を一層推進していきます。
- ・ 関係機関等との連携を図りながら、異なる信念や多様な習慣を持つ人々を理解し、対話を通じて共感できる力を育むとともに、改めて日本の文化や暮らしを再確認する機会を設定していきます。

② 外国人児童生徒への適応指導や日本語指導による学習保障に向けた取組の推進

- ・ のぞみ教室では、これまで蓄積した指導方法に加え、ICT 等を活用して個別最適な学びを充実したり、多言語化している児童生徒の母語に対応したりするなど、多様な方法で個に応じた指導を充実していきます。
- ・ 日本語指導を行う教職員、日本語指導支援員及び県費会計年度任用職員「外国人児童生徒適応指導員」が連携し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、学校生活への円滑な適応を図る指導・支援を行っていきます。
- ・ 外国人児童生徒に対して適応指導や学習指導を適切に行うことができるようよう、国際教室担当者会や日本語指導支援員研修会の内容と方法を工夫していきます。さらに、所属校にて伝達講習を行い、全教職員で協力して外国人児童生徒への支援を行っていきます。
- ・ 市関係課及び美濃加茂国際交流協会等、多様な主体との連携を図り、外国人のこどもたちの就学促進に向けた取組を推進するとともに、地域での共生に向けた取組を促進していきます。

③ 中学校卒業後を見据えた進路指導の充実

- ・ 外国人児童生徒や保護者を対象に、進路説明会や進路学習会を実施し、入試に係る情報や先輩の話を聞く機会の提供等、中学校卒業後のライフプランを考えるための支援を行っていきます。

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(1) 多様な教育ニーズへの対応

④ 特別支援教育の推進と医療的ケアの充実



【推進課】健康課、こども未来課、子育て支援課、福祉課、学校教育課

現 状

- 市内小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、令和6年度は約4.4%を占める233人であり、10年前と比べ約2.1倍となっています。児童生徒一人一人の多様性を認め合い、互いに支え合う心情の育成や適切な支援の充実が急務です。
- 教育支援委員会により、適正な就学に努めています。また、関係機関と連携し、学校以外でも児童生徒や家族を支えられるネットワークの確立の推進に努めています。
- 支援学級在籍児童生徒や通級指導教室を利用している児童生徒に対しての個別の教育支援計画の作成・引継が充実しています。それ以外の困り感のある児童生徒に対しても作成・引継の推進に努めています。
- 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が年々増加しているため、全教職員の特別支援教育に係る知識・理解の向上に努めています。
- 保護者及び学級担任への発達相談を行い、具体的な支援充実に努めています。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、「医療的ケア運営協議会」を設置し、支援体制の確立に努めています。また、市費会計年度任用職員「医療的ケア支援員」を配置し、適切な医療的ケアを受けられるよう整備しています。

取組の方向性

- 人々の多様な在り方を認め合える「インクルーシブ教育システム」の構築
- 教育支援委員会による適正な就学と関係機関と連携した早期支援体制の整備
- 個別の教育支援計画の作成・引継の充実
- 特別支援教育に関する資質の向上
- 相談窓口の周知、児童生徒の困り感の早期発見・早期対応の拡充
- 医療的ケア体制の整備

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に作成されている児童生徒の割合	100.0%	100%
教育センター主催の特別支援教育講座に出席した人数	40 人	100 人
あじさい発達相談、巡回発達相談の実施回数	307 回	400 回

主な取組

- ① 人々の多様な在り方を認め合える「インクルーシブ教育システム」の構築
 - ・「インクルーシブ教育システム（障がいの有無に関わらず、誰もが互いに支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会）」の構築をめざし、ユニバーサルデザインや合理的配慮の考え方をいかし、すべての子どもたちにとって過ごしやすい環境・教材の整備に努めていきます。多様な学びの場における適切な指導支援を行うための教員の専門性向上に取り組みます。
 - ・地域の仲間として自然に関わりながら共に助け合い支え合う共生の態度を育てることができるよう、特別支援学校との「居住地校交流」の趣旨や意義について一層の理解啓発を図ります。
- ② 教育支援委員会による適正な就学と関係機関と連携した早期支援体制の整備
 - ・校内支援委員会、市教育支援委員会を行い、一人一人に自立と社会的参加に必要な力を育むことができる学びの場を検討していきます。
 - ・発達支援センターやみのかもこども家庭センター、医療・福祉等の関係機関と連携し、学校内に留まらず、家庭においても生きづらさを抱えている児童生徒や、周囲の配慮があれば魅力的な力を発揮できる児童生徒を地域全体で支えつつ、一人一人の可能性を引き出していく支援体制を整備していきます。
- ③ 個別の教育支援計画の作成・引継の充実
 - ・支援を必要とする児童生徒が就学・進学・就労の際に支援が途切れないよう、個別の教育支援計画の引継の充実に取り組みます。そして、一貫した支援体制の確立を図っていきます。
- ④ 特別支援教育に関する資質の向上
 - ・岐阜県教育委員会主催の研修講座や市教育センター主催の研修講座への受講を奨励し、特別支援コーディネーター、特別支援学級担任及び通級指導教室担当者はもちろん、全教職員の特別支援教育の知識・理解の向上を図っていきます。
 - ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修や児童生徒参観を通してより専門性の高い指導・支援の向上を図っていきます。
- ⑤ 相談窓口の周知、児童生徒の困り感の早期発見・早期対応の拡充
 - ・相談窓口の周知を図り、困り感の早期発見・早期対応をめざしていきます。
 - ・カナリヤの家と連携し、困り感のある園児児童生徒の参観や保護者や担任からの聞き取りをもとに適切な指導・支援方法を伝えます。必要に応じて、医療や福祉等の他機関との連携を勧めていきます。
- ⑥ 医療的ケア体制の整備
 - ・医療的ケアを必要とする子どもが安心して学び育つことができるよう、人的支援・物的支援及び相談体制の充実を図っていきます。
 - ・医療的ケア運営協議会にて、医療的ケアの支援体制を確立していきます。研修等も位置付けていきます。

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(2) 連続性のある学びづくり

① 里山保育の推進



【推進課】 こども未来課、学校教育課

現 状

- こどもたち一人一人の発達過程や個性も異なるため、こどもを主体とした保育を展開することが必要になっています。
- 市内の各保育園やこども園がそれぞれの環境をいかし、里山保育をはじめとする「あそび中心」、「こども中心」の特色ある保育を行っています。
- 保育士の人員確保と資質向上に努め、多様化する保育ニーズに柔軟に対応しています。
- 保育園やこども園と小学校での活動の違いから、小1 プログラムで困る児童が増加しています。

取組の方向性

- 市内全域を保育のフィールドとした生きる力及び非認知能力の育成
 - 里山保育士の育成
 - 小学校へつなぐ仕組みづくり
- ◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
里山保育（保育内容）の満足度	78.0%	80%

主な取組

- ① 市内全域を保育のフィールドとした生きる力及び非認知能力の育成
- ・ 次の観点を踏まえ、発達の促進や学習の土台となる非認知能力を高めます。
- ＜安心感・やすらぎ＞
- 自然の中では、静けさや自然音（鳥の鳴き声、風の音等）が心を落ち着かせ、ストレスを軽減していきます。そのため、自然の中で熱中できる時間と場所の選択・提供に努めていきます。また、こどものやりたいことを尊重し思いをくみとる保育を心がけます。
- ＜五感への刺激＞
- 自然環境・動植物から得られる色、音、におい、触感等は、こどもたちの五感を豊かに刺激していきます。これらの経験は感覚発達を促し、新しい物事への好奇心を高めます。そのため、自然の要素を理解し、指摘できる知識を向上させ、保育士も自ら体感し原体験を理解するよう努めていきます。

<試行錯誤>

自然とは誰しも予測不可能な環境です。一筋縄では行かない状況で遊び、学ぶことで、こどもたちは何度もトライ & エラーをして、問題解決能力を身に付けていきます。そのため、安全な範囲で挑戦できるサポートをしていきます。また、こども自身が解決する経験を尊重し適度な距離を保っていきます。

<挑戦的な遊び>

こどもたちは、挑戦的な遊びをする中で、大変さや怖さを体感し、それと同時にリスクを管理する能力・自己効力感を高めていきます。こういった遊びは、自信の向上にもつながっていきます。そのため、リスク対応を学び、危険を予知していきます。また、できなくても挑戦する道筋を残し、支えていきます。

<協力・協働>

自然環境でのグループ活動は、目標達成のために協力・コミュニケーションが不可欠です。自分一人では解決できない状況や困った状況になったときに、協力しあえる力を養っていきます。そのため、協力・協働できる機会の提供および発案をしていきます。また、必要に応じ、こどもたちへの協力を促していきます。

<見立て・ごっこ遊び>

自然は、どのようにでも見立て、ごっこ遊びができるもので溢れています。自然物で自由に想像しながら遊び、世界を広げることで、こどもたちの創造力を高めていきます。そのため、想像を引き出す場・素材を用意していきます。また、保育士も童心に帰り、世界を共有していきます。

② 里山保育士の育成

- ・森林組合や保育専門の講師による研修や原体験・学習によって「里山保育」に求められる力を蓄えるとともに、市内全域へ広げていきます。

③ 小学校へつなぐ仕組みづくり

- ・幼児期に育んだ非認知能力が、その後のこどもたちの成長に大きく影響することが知られていますが、保育を小学校以降の学校生活と学びに、どのように接続していくかが課題です。保育園やこども園と小学校の教職員が、保育や授業の参観を行い、非認知能力の育成と保小の接続をテーマに教育内容や方法について協議することによって、発達段階に応じた成長への理解を深め、連続性のある活動・学びの実現を図っていきます。

基本目標2 可能性を引き出す教育の推進

(2) 連続性のある学びづくり

② 幼保小中高特における円滑な接続に向けた連携推進



【推進課】健康課、こども未来課、子育て支援課、福祉課、学校教育課

現 状

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることが明記されています。また、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領においても、学校段階等間の接続を図ることが明記されており、こどもの成長を中心に据え、幼保小中高特の協働により、発達段階を踏まえた教育の連続性を担保することは重要です。
- 各学校の教育方針や特色ある教育活動を交流したり、共通の課題を確認したりして、連続性・一貫性のある取組を推進することができるよう、幼保小中高特の管理職及びリーダー層による交流会を実施しています。
- また、各発達段階での指導・支援が途切れることのないよう、教職員による定期的な異校種への訪問に加え、個別の特別支援計画等を活用した情報共有を実施しています。
- 保育園やこども園から小学校への環境の変化に適応し、安心して学ぶことができるよう、園児が小学校へ行き、校庭で遊んだり本を借りたりして場所に慣れるようにしています。保育園やこども園同士の交流を行い、友だちづくりも進めています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大以降、学校段階等間の交流活動が減少しており、園児児童生徒及び教職員の負担軽減も視点に入れた交流活動の在り方について工夫改善する必要があります。
- 支援が必要なこどもや家庭の把握が難しく、アプローチが難しいこともあり、幼保小中高特及び関係機関の連携が一層求められています。

取組の方向性

- 教職員の連携を図り課題を共有した連続性のある取組
- 就学前の外国人児童が日本の言葉や文化に適応するためのプレスクールの充実
- 小1 プログレムや中1 ギャップ等就学・進学時の困り感や不適應の予防
- 関係機関による連携強化と支援充実

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
近隣等の学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行っている学校の割合	30.0%	100%

主な取組

- ① 教職員の連携を図り課題を共有した連続性のある取組
 - ・ 保育・教育内容の相互理解を促進し、連携・協力関係を構築することができるよう、「園長校長交流会」、「教頭・主任保育士会」、「特別支援コーディネーター・主任保育士会交流」等の管理職・リーダー層による交流会を行っていきます。
- ② 就学前の外国人児童が日本の言葉や文化に適応するためのプレスクールの充実
 - ・ 就学前の外国人児童が、保育園やこども園や小学校の学校生活に円滑に適応できるよう、プレスクールを実施し、日本語指導や日本文化の体験、就学ガイダンス、相談等の支援の充実を図っていきます。
- ③ 小1 プロブレムや中1 ギャップ等就学・進学時の困り感や不適応の予防
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するとともに、学びの継続と発展という視点から、連続性のある取組をより一層推進することで、小1 プロブレムの解消に努めていきます。
 - ・ 校区単位における統一的な学習習慣の確立等を促進し、中1 ギャップの解消に努めていきます。
- ④ 関係機関による連携強化と支援充実
 - ・ 1歳半健診、3歳児健診、就学時健診等において、健やかな身体発育の確認と発達障がいを早期に把握し、切れ目のない支援を実施することで、適切な就学支援につなげていきます。
 - ・ みのかもこども家庭センター及び発達支援センターが中心となり、それぞれのステージでの関係機関でケース会議を行い、こどもや家族を支えています。
 - ・ ステージが変わった際には、以前の情報を引き継ぎ、乳幼児期から青年期まで切れ目なく支援を行っていきます。

基本目標3 学びを支える環境の整備

(1) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

① 教職員研修の充実と働き方改革の加速



【推進課】教育総務課、学校教育課

現 状

- 令和6年4月1日現在、非常勤や臨時任用等を除く本務教員は、20歳代と30歳代を合わせて全体の約60%を占めています。一方、40歳代及び50歳代はそれぞれ全体の約20%を下回っており、年齢・経験年数の不均衡が課題となっています。そのため、管理職を補佐し、他教職員を牽引する役割を担う「ミドルリーダー」の育成等、キャリアステージに応じて、求められる資質能力を高めていくことができる研修体系の充実が急務となっています。
- 本市が主催する研修として、職務に応じた研修及び経験年数に応じた研修に加え、教職員自ら強みや専門性を高めることを目的とした夏季研修講座等を開催しています。
- 岐阜県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革プラン」に基づき、人的配置及び物的環境整備の視点から教職員の勤務の適正化に向けて取り組んでおり、その結果、時間外勤務時間が減少するなど取組の成果が現れつつあります。しかし、時間外勤務時間は年々減少する一方、平均で月45時間超の職員は0名になっていません。
- 管理職のマネジメントが機能しており、すべての教職員が互いの人格を尊重し合い、温かい言葉がけや積極的なコミュニケーションを大切にした同僚性の高い職場環境づくりに努めています。
- メンタル不調を未然に防止するために、ストレスチェックや疲労ストレス測定を実施しています。令和5年度、高ストレスの教職員は全体の7.1%を占めており、働きやすい・働きがいのある職場の実現を一層推進する必要があります。

取組の方向性

- 教職員のキャリアステージに応じた資質能力の伸長
- 教職員の働き方改革の加速
- 不祥事の根絶
- ◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5年度)	目標値(R11年度)
校内・校外の各種研修等を活用し、教科指導、生徒指導、学級経営の指導力向上に努めている教員の割合	96.8%	100%
教職員の時間外勤務時間	小)38時間58分 中)35時間38分	いずれも 30時間以下
教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合	7.1%	前年度を下回る

主な取組

① 教職員のキャリアステージに応じた資質能力の伸長

- ・管理職を対象とした評価者研修を充実し、教職員一人一人の能力や業績の適切な評価や「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を活用した自己啓発面談の方法等、人材育成能力の向上を図っていきます。
- ・各分野における魅力のある外部専門家を招聘し、社会の変化や国・県の教育動向等を学び、最新の教育技術を習得できる、効果のある市研修講座を実施していきます。
- ・県内外で先導的・先進的に研究実践を推進している学校等に訪問し、学習指導、生徒指導、特別支援教育及び ICT 活用指導等に関する資質向上を図る教職員を支援していきます。
- ・「美濃加茂市教育実践研究論文」をまとめることを通して、教職員の資質向上を図る機会を設定していきます。

② 教職員の働き方改革の加速

- ・教職員の事務的な業務を支援するために、各学校に、市費会計年度任用職員「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）」を配置していきます。
- ・地域の教育力を活用し、児童生徒の学習活動を支援する「学習支援ボランティア」（仮称）の導入を支援していきます。
- ・勤務時間のスライド及び1年単位の変形労働制等の勤務時間制度の活用、勤務時間を意識した時間設定、教職員のみならず市費会計年度任用職員等を含むすべての者が効果的に連携した指導運営体制の強化等、各学校独自の働き方改革を支援するとともに、各学校で幅広く共有し、横展開していきます。
- ・保護者向け情報発信システム、デジタル採点システム及び統合型校務支援システム等、学校業務改革に資する校務 DX を一層推進していきます。
- ・管理職が教職員一人一人の勤務実態を丁寧に把握し、業務の偏りを解消していくとともに、研修等を通じて個々の教職員にワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を浸透させていきます。
- ・管理職に対して、労務管理や協働的で健全な学校経営についての研修を実施していきます。また、安全衛生委員会を機能させ、健康管理医等からの専門的な指導を通して教職員の意識を高めていきます。
- ・スクールロイヤーによる法務相談体制を整備し、学校の教職員だけでは対応困難な事案の解決を図っていきます。

③ 不祥事の根絶

- ・こどもを教え導く立場にある教職員の不祥事は、こどもの心を深く傷つけ、保護者や地域との信頼関係を根底から覆し、教育に対する信頼を著しく損ねる行為であり断じて許されるものではありません。法令遵守と不祥事の未然防止に向けた取組を強力に推進していきます。
- ・県内外で生じた不祥事を題材とした研修等を定期的・継続的に実施する他、「コンプライアンスチェックシート」等により教職員一人一人に自己抑止力の向上を促していきます。

基本目標3 学びを支える環境の整備

(1) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

② 安全・安心を守る教育の推進



【推進課】まちづくり課、ひとづくり課、健康課、防災安全課、教育総務課、学校教育課

現 状

- 不審者事案や声掛け事案等、地域で不安を招く事象が発生しており、安全対策の強化は重要な課題として位置づけられます。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、教職員、保護者、ふれあい安全サポーター及び地域の見守り隊等から成る「地域学校サポートチーム合同会議」を開催し情報共有しています。
- 登下校の見守り活動を継続的に実施するとともに、身の危険を感じる事案が発生したときの緊急避難先「子供 110 番の家」として地域の方々に協力していただいています。令和 6 年 9 月現在、本市では、「子供 110 番の家」として 630 件登録していただいています。
- 通学路の安全確保のために、保護者や地域の方々、警察、道路管理者等と連携し、必要に応じて対策を行っています。また、通学班指導、ヘルメット着用の指導等を通して、児童生徒が自ら交通ルールを守る指導を行っています。
- 災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにすることを目的として、各学校において、命を守る訓練やシェイクアウトを実施しています。
- 学校安全指導者派遣事業等を活用した防災に関する学習を取り入れ、児童生徒の防災意識を高めています。毎年 9 月に「家族で防災会議」を行い、自分と大切な人の命を守るための取組、事前の備えの輪を広げ、防災意識を高めています。
- 予期せぬ災害や犯罪、けが・熱中症等の傷病から児童生徒の安全を守るために、各学校において、より実効性の高い危機管理マニュアルへと整備するとともに、より危機に強い安全体制づくりが求められます。

取組の方向性

- 安全教育の充実
- 危機管理マニュアルの充実と徹底
- 家庭、地域及び関係機関等との連携による安全体制の強化

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
危機管理マニュアルをすべての教職員に対してその内容を周知し、共通理解を図った学校の割合	100.0%	100%
有識者、消防署及び警察等、関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施した学校の割合	100.0%	100%

主な取組

① 安全教育の充実

- ・ 学校園内外の生活の中で、自助・共助の視点から、自他の生命を尊重し、安全に行動できるための危機予測・回避能力を育むために、計画的に安全教育を推進していきます。
- ・ 関係機関と連携し、災害種別や状況、効果的な時期や時間帯等を工夫した実践的な命を守る訓練等を実施していきます。
- ・ また、地域の災害リスクや災害時に取るべき避難行動を学ぶことができる「防災学習副読本『みんなで学ぶ防災・減災 ～清流の国ぎふ 防災ノート～』」の積極的活用を促進するとともに、学校安全指導者派遣事業を活用するなど学校での安全教育の充実を図っていきます。
- ・ 「美濃加茂市交通安全推進計画『交通安全教育プロジェクト』」に基づき、様々な交通場面における危険について理解し、交通事故防止に向け、安全に歩行、自転車の利用ができるよう、市交通安全指導員と連携して小学校第1・4学年児童を対象とした交通安全教室を実施するなど、交通安全に関する啓発を行っていきます。
- ・ 事故発生時や災害時に支援者となるために、「みのかも健康10か条」の第3条「突然死をなくそう」に基づき、生徒を対象にAED講習会を実施していきます。

② 危機管理マニュアルの充実と徹底

- ・ 各学校において、危機管理体制を確立するために、様々な危機を想定した実効性の高い危機管理マニュアルを策定するとともに、学校運営協議会、市担当課及び外部専門家等から幅広く意見を求め、聴取した内容を反映するなど継続的に見直しを図っていきます。
- ・ 全教職員が危機管理当事者としての意識をもつとともに、危機管理マニュアルに基づいて迅速・的確に行動できるようにしておかなければなりません。災害図上訓練や危機予知トレーニング等を積極的に導入した効果のある研修が各学校において実施されるよう支援していきます。

③ 家庭、地域及び関係機関等との連携による安全体制の強化

- ・ 児童生徒の登下校時の状況について情報共有するだけでなく、安全確保の在り方について、地域学校サポートチーム合同会議で検討を重ね、児童生徒にとってよりよい環境を提供できるように努めていきます。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全保持の観点から、見守り活動が引き続き実施できるよう、今後も学校教職員、保護者及びふれあい安全サポーター及び地域の見守り隊等の連携を図っていきます。
- ・ 「子供110番の家」の登録協力依頼、関係機関と連携し通学路の再確認と危険箇所対策、「みのかも防犯まちづくり推進計画『子どもの見守り・あいさつプロジェクト』」の推進、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した地域ぐるみの安全管理体制の構築等、様々な安全対策に努めていきます。
- ・ 市関係課による地域防災力パワーアップ事業と連携し、防災教育の拡充を図っていきます。

基本目標3 学びを支える環境の整備

(1) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

③ 社会の変化に対応した学校の整備



【推進課】教育総務課、学校教育課

現 状

- 小学校・中学校施設は、現在築 40 年以上の建物が 71.7%を占めるなど老朽化が進み、引き続き計画的な改修や建て替えなどが必要です。
- 児童生徒数が増え、教室等が手狭となり、適切な学習環境を確保することが難しくなっている学校があります。
- 平成 29 年度から、本市立伊深小学校及び三和小学校において、地域の実情を踏まえた「小規模特認校制度」を実施しています。
- どちらの学校においても、地域性をいかした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を展開しており、その結果、「学校が楽しい」と回答した小規模特認校制度利用児童の割合は、令和 5 年度 97.0%となり、令和 2 年度から 10%程度上昇しました。

取組の方向性

- 児童生徒の安全で快適な学習環境と教職員の職場環境の実現
- 学校教育系施設の適正な配置
- 小規模特認校制度を実施する学校の教育活動の充実

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
学校施設のトイレ洋式化率	71.8%	90%
学校施設(普通教室、特別教室、管理諸室、体育館)の空調設置率	88.4%	100%

主な取組

- ① 児童生徒の安全で快適な学習環境と教職員の職場環境の実現
 - ・ 学校建物の老朽化に伴う大規模改修などを計画的に進めていきます。
 - ・ 学校施設のバリアフリー化やトイレ改修、照明の LED 化、空調設備の設置、改修整備などを順次実施していきます。
- ② 学校教育系施設の適正な配置
 - ・ 本市の状況や社会情勢を勘案し、学校教育系施設をより適正に配置できるよう検討を進めていきます。
- ③ 小規模特認校制度を実施する学校の教育活動の充実
 - ・ 小規模特認校のそれぞれの特性をいかした特色ある教育が実施できるよう支援を行っていきます。
 - ・ 市内の小学校の状況を勘案し、小規模特認校制度の在り方について検討を進めていきます。

基本目標3 学びを支える環境の整備

(2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる教育環境の整備

① 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進



【推進課】ひとづくり課、スポーツ振興課、文化振興課、学校教育課

現 状

- 部活動を取り巻く状況として、部員数の減少、生徒のニーズの多様化、顧問となることができる教職員数の減少、学校の働き方改革等が挙げられています。こうした状況を踏まえ、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、生徒のスポーツや文化芸術に係る体験格差を解消し、継続的に親しむことができる機会を確保するために、今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を加速していく必要があります。
- まずは、段階的な取組として、休日の部活動を地域移行することを目標に、保護者及び地域の協力による「保護者クラブ」の設置・運営を推進しています。令和5年度、市内中学校の部活動のうち、40.5%を占める15部活動が保護者クラブを設置しました。なお、保護者クラブの運営を補助できるよう、「美濃加茂市中学校保護者クラブ活動支援補助金交付要綱」を定め、市単独で、必要な予算措置を行っています。
- また、保護者クラブを継続的・安定的に支えることができるよう、専門的な指導を行う指導者の確保と資質向上を目的とした「指導者講習会」を開催しています。令和5年度、指導者講習会を4回開催し、合計123名が受講しました。
- 令和6年8月、本市の実情を踏まえた、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について検討することを目的とし、関係各課横断的な「美濃加茂市部活動地域移行推進プロジェクトチーム」が設置されました。
- 学校や地域等との連携を密にし、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行が多様な主体による持続可能性のある活動となることをめざして、環境整備をより一層加速させていく必要があります。

取組の方向性

- 運営体制の構築
- 活動の在り方に係るガイドラインの策定と遵守
- 指導者の確保と資質向上

主な取組

① 運営体制の構築

- ・学校と地域との連携・協働によって整備する新たな地域クラブの運営団体・実施主体等を整備していきます。
- ・運営団体・実施主体の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方等について示すとともに必要な支援を行っていきます。

② 活動の在り方に係るガイドラインの策定と遵守

- ・岐阜県教育委員会策定「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の内容を踏まえ、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、地域クラブ活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すガイドラインを定めていきます。

③ 指導者の確保と資質向上

- ・各競技団体・スポーツ少年団の指導者、文化芸術団体の指導者、競技・活動経験のある大学生、保護者等、様々な関係機関から指導者を確保するために、ポータルサイトを設置していきます。
- ・地域クラブ活動においても、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ運営することができるよう、合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入、心身の健康管理、事故防止の徹底及び体罰・ハラスメントの根絶等をテーマとした指導者講習会を実施していきます。

基本目標3 学びを支える環境の整備

(2) 地域ぐるみでこどもたちを育てる教育環境の整備

② 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進



【推進課】まちづくり課、ひとづくり課、こども未来課、学校教育課

現 状

- 令和4年度、市内全小中学校は、学校運営協議会と地域学校協働活動本部の2つの機能をもったコミュニティ・スクールとして動き出しました。
- 人口減少、高齢化・小家族化の進展、暮らし方の変化、学校を取り巻く課題の複雑化・多様化を受け、関係者で「どんなこどもを育てていきたいか」について熟議・共有するとともに、多様な価値観を持つ人々の中で社会性等を身に付けることができるよう、協働的な取組を推進することが重要となっています。
- 市内では、登下校の見守りボランティアや給食配膳ボランティア、家庭科のミシンや体育の水泳、音楽の合唱の授業における学習支援ボランティア、畑や花壇における作業ボランティア等、地域の大人が緩やかな形で連携しながら教育活動を展開する学校も見られます。
- 地域と学校をつなぐコーディネーターとしての重要な役割をもつ「地域学校協働活動推進員」を配置しています。地域学校協働活動推進員は、社会教育法に位置付けられた存在であり、学習支援や体験活動等の取組を企画するほか、自治会等を通じて地域ボランティアスタッフを募集し人材バンクの管理を行うなど、地域学校協働活動の組織的で安定的な実施に寄与しています。
- コミュニティ・スクールだよりを作成・活用しながら、好事例の周知・啓発を図るとともに、協議会に市関係課の担当職員を派遣し、持続可能な協働体制に係る改善充実等について指導・助言しています。

取組の方向性

- 一体的推進を図る運営体制の構築
- 伴走支援体制の構築とコーディネート機能の充実
- ◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
学校運営協議会の熟議や協議の充実度(4段階評価)	—	4
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと認識している学校の割合	80.0%	100%

主な取組

① 一体的推進を図る運営体制の構築

- ・学校運営協議会は、「美濃加茂市学校運営協議会の設置に関する規則」に基づいて、学校運営の基本方針及び学校運営に関すること、施設管理及び施設設備等の整備に関することについて意見を述べたり、承認したりしていきます。地域学校協働本部は、“学校を拠点とした世代を超えた顔なじみづくり（まちづくり）”の視点から、学校の教育活動を支援したり、学校を舞台にした地域づくりを行ったりしていきます。地域と学校にとってより有効な取組となるよう、実態に応じた運営体制の構築について支援していきます。

② 伴走支援体制の構築とコーディネート機能の充実

- ・地域学校協働活動推進員を配置するとともに、地域学校協働活動の取組の一層の推進に資する研修を充実していきます。
- ・各学校における地域学校協働活動推進員を総括するコーディネーターを配置し、各学校の取組事例を共有するとともに、学校にとっても地域にとってもよさが感じられる win-win の関係となるよう支援していきます。
- ・市関係課職員が中学校へ出向き、様々な地域貢献活動やその活動に込められた思いを出前講座として伝える活動を通して、生徒たちがこれまで以上に地域活動に参加したいという思いを抱くことができるよう支援していきます。
- ・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進の基本的な方向性のイメージ図、優良事例の具体、“活躍”と“楽しさ”を伝える活動様子写真等を盛り込んだ、手に取りやすい、親しみやすいコミュニティ・スクールだよりを作成・配付していきます。

基本目標3 学びを支える環境の整備

(2) 地域ぐるみでこどもたちを育てる教育環境の整備

③ 家庭教育を支援する環境の整備



【推進課】健康課、こども未来課、子育て支援課、福祉課、教育総務課、学校教育課

現 状

- 家庭は、こどもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。規則正しい生活習慣や生活能力、あいさつやマナー等の社会規範等の今日的な課題について話し合い、教育力を高めていくことが重要です。現在は、各学校において1家庭1ボランティアの取組を実践しています。また、保護者が学校行事に参加しやすい環境づくりを推進しています。
- しかし、学校における家庭教育学級は在宅型が増え、参集型がやや減少している傾向が見られます。親同士や親と地域との関わりが薄れ、親が子育てを学ぶ機会や子育てを助け合う機会は減少しており、学校、家庭及び地域が連携しながら家庭教育を見守り支える取組が必要です。
- 妊娠中の生活や出産、育児について学ぶ機会を設けたり、出産後の学習会や支援を行ったり、子育てを楽しめる環境づくりに努めています。また、専門職による育児に関する相談を充実し、安心して子育てできる環境の整備に努めています。
- 仕事や病気、出産等家庭での保育が困難な時に、保護者に代わって保育をしたり、子育てやこどもの発達・発育の悩みを気軽に相談したりできる仕組みを整えています。また、各地区において乳幼児家庭教育学級を開設したりするなど、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりに努めています。
- 保護者の経済的な理由によってこどもの教育に支障が出ないように、入学時や転入時に就学支援制度を案内し、教育の機会均等を図っています。
- 保護者が安心して就労、出産、介護等ができるよう、放課後児童クラブ（学童保育）を開設するとともに、そこで過ごす時間が充実するよう努めています。

取組の方向性

- 子育てに関する実践活動や家庭教育に関する啓発活動の継続的支援
- 安心して子育てができる環境づくりの一層の推進
- 各家庭の状況に応じたきめ細かな支援を実施する体制の整備
- 保護者の育児と仕事の両立を支援

◆ 施策実施指標

指標	現況値(R5 年度)	目標値(R11 年度)
家庭教育学級の参加率	78.9%	85%

主な取組

- ① 子育てに関する実践活動や家庭教育に関する啓発活動の継続的支援
 - ・ 岐阜県における家庭教育学級のリーダー養成研修や参考事例等を各学校のホームページで定期的に紹介するとともに、在宅型による温かい親子関係の構築、参集型による親同士や親と地域のかかわりの強化等、家庭教育学級の取組を充実し、保護者の教育力の更なる向上を推進していきます。
- ② 安心して子育てができる環境づくりの一層の推進
 - ・ みのかもこども家庭センターによる「妊娠・出産・子育て」に不安や悩みを抱える妊産婦や子育て世帯を対象に妊娠期から就学期以降にわたり切れ目のない一体的な相談や支援を行っていきます。産前教室や産後ケアの拡充により、親と子の良好な家庭養育環境をサポートしていきます。
 - ・ 子育ての不安を抱え込み、孤立してしまうことがないように、親子の絆づくりや乳幼児親子支援を実施していきます。
 - ・ ヤングケアラーの現状や困難、必要な支援について学び、ヤングケアラーに対する理解と支援の輪を広げることをめざして、すべての小学校5年生を対象にしたヤングケアラー講座を実施していきます。
- ③ 各家庭の状況に応じたきめ細かな支援を実施する体制の整備
 - ・ 経済的な理由から教育を受けることが困難なこどもも、希望する教育を受けられるように必要な経費を支援していきます。引き続き入学時や転入時に就学支援制度を案内し、教育の機会均等を図っていきます。
 - ・ 経済的な事情に限らず、家庭の様々な理由により、心細さや孤独感を抱えているこどもや生活習慣の獲得等に支援が必要なこどもに対して、発達支援センターを中心とした、福祉・保健・医療等の支援関係機関との連携体制により、こどもの成長発達を促進するための支援につながるよう関わっていきます。
 - ・ 重層的支援体制整備事業（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）を利用し、安全・安心な場において、他者と出会い、交流する中で、こどもが役割と出番を実感し、自己有用感の育みを通じた主体性の形成を図っていきます。また、それらの経験を通じて、他者との関わり方、社会性、協調性及び他者との一体感を獲得することを通じ、家庭教育の支援を図っていきます。
- ④ 保護者の育児と仕事の両立を支援
 - ・ 希望するすべての児童を放課後児童クラブ（学童保育）で受け入れ、保護者の育児と仕事の両立をサポートしていきます。

第3章 施策の指標

基本 目標	施策	具体的な施策	指標	現況値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
1	総合	自立力	課題の解決に向けて、自分で考え自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合	小)79.6% 中)85.9%	いずれも 90%
		共生力	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小)76.0% 中)71.1%	いずれも 85%
		挑戦力	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小)80.1% 中)65.3%	小)90% 中)75%
	(1)	① 人権教育・道徳教育の推進	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小)83.6% 中)80.0%	いずれも 90%
			人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小)94.8% 中)94.8%	いずれも 100%
		② 豊かな体験活動の推進	地域の教育資源や学習環境を積極的に活用している教員の割合	97.2%	100%
			「みのかも文化の森」学校活用における活用可能日数に対する利用日数の割合	71.6%	65%
		③ 読書活動の推進	1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合（不読率）	小)6.1% 中)10.1%	小)2%以下 中)8%以下
	(2)	① 健康教育と食育の推進	健康に過ごすために授業で学習したことや保健室の先生等から教えられたことを普段の生活に役立てていると思う児童生徒の割合	小)84.4% 中)76.9% *R6 年度	小)90% 中)80%
			毎日、同じぐらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小)82.4% 中)76.3%	いずれも 85%
			毎日、同じぐらいの時刻に起きている児童生徒の割合	小)89.2% 中)89.7%	いずれも 95%
			朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小)96.6% 中)90.1%	いずれも 100%
			教職員を対象としたアドレナリン自己注射薬(エピペン®)の実技研修会を実施した学校の割合	100.0%	100%
		② 運動に親しむ機会の充実	小学校・中学校を卒業した後も自主的に運動やスポーツをする時間を「もちたいと思う」「ややもちたいと思う」と回答した児童生徒の割合	小)84.3% 中)82.0%	いずれも 90%
			全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価C以上の児童生徒の割合	小)49.2% 中)71.1%	小)60% 中)80%
	(3)	① 多様な探究活動の推進	英検 IBA3 級程度の生徒の割合	55.5%	60%
			総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしている学校の割合	100.0%	100%
			情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	90.9%	100%
			18 歳になったら選挙権を行使しようと考えている児童生徒の割合	—	100%
			学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていると回答した児童生徒の割合	小)80.2% 中)85.7%	小)85% 中)90%
		② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合	小)79.6% 中)80.5%	いずれも 90%

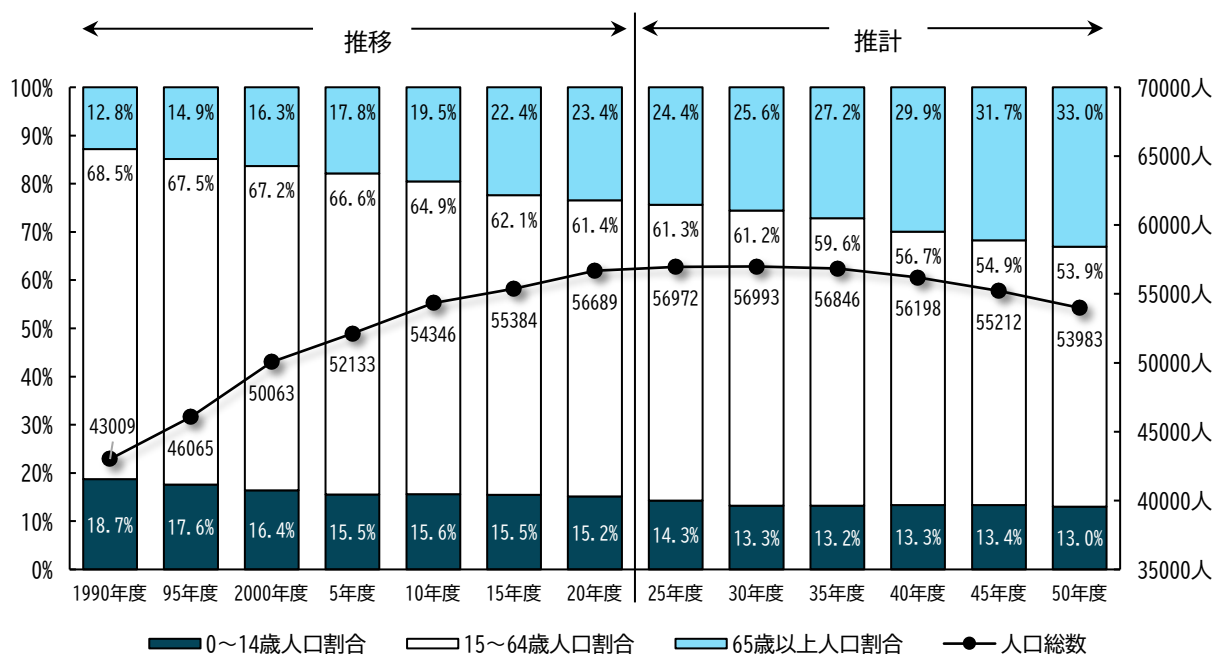
				「主体的・対話的で深い学び」を視点とした指導過程を工夫していると思う教員の割合	94.0%	100%
2	(1)	①	いじめの未然防止と不登校の早期対応の徹底	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合	小)78.4% 中)74.2%	いずれも100%
				認知したいじめのうち、解消したものの割合	92.1%	100%
		②	すべての子どもたちが学びにアクセスできる環境の整備	学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	20.0%	0%
				学校生活へ復帰（高校進学を含む）した児童生徒の割合	57.1%	70%
		③	多文化共生社会をめざした教育環境の整備	人権教育や国際教育を充実させ、多文化共生の意識を高めていると思う教員の割合	93.0%	100%
				日本語指導が必要な生徒のうち、就職または高等学校等へ進学した生徒の割合	65.4%	95%
		④	特別支援教育の推進と医療的ケアの充実	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に作成されている児童生徒の割合	100.0%	100%
				教育センター主催の特別支援教育講座に出席した人数	40 人	100 人
				あじさい発達相談、巡回発達相談の実施回数	307 回	400 回
	(2)	①	里山保育の推進	里山保育（保育内容）の満足度	78.0%	80%
		②	幼保小中高特における円滑な接続に向けた連携推進	近隣等の学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行っている学校の割合	30.0%	100%
3	(1)	①	教職員研修の充実と働き方改革の加速	校内・校外の各種研修等を活用し、教科指導、生徒指導、学級経営の指導力向上に努めている教員の割合	96.8%	100%
				教職員の時間外勤務時間	小)38 時間 58 分 中)35 時間 38 分	いずれも30 時間以下
				教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合	7.1%	前年度を下回る
		②	安全・安心を守る教育の推進	危機管理マニュアルをすべての教職員に対してその内容を周知し、共通理解を図った学校の割合	100.0%	100%
				有識者、消防署及び警察等、関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施した学校の割合	100.0%	100%
		③	社会の変化に対応した学校の整備	学校施設のトイレ洋式化率	71.8%	90%
				学校施設（普通教室、特別教室、管理諸室、体育館）の空調設置率	88.4%	100%
	(2)	②	学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進	学校運営協議会の熟議や協議の充実度（4段階評価）	—	4
				コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと認識している学校の割合	80.0%	100%
		③	家庭教育を支援する環境の整備	家庭教育学級の参加率	78.9%	85%

第4章 資料編

1 人口減少・少子高齢化の進展

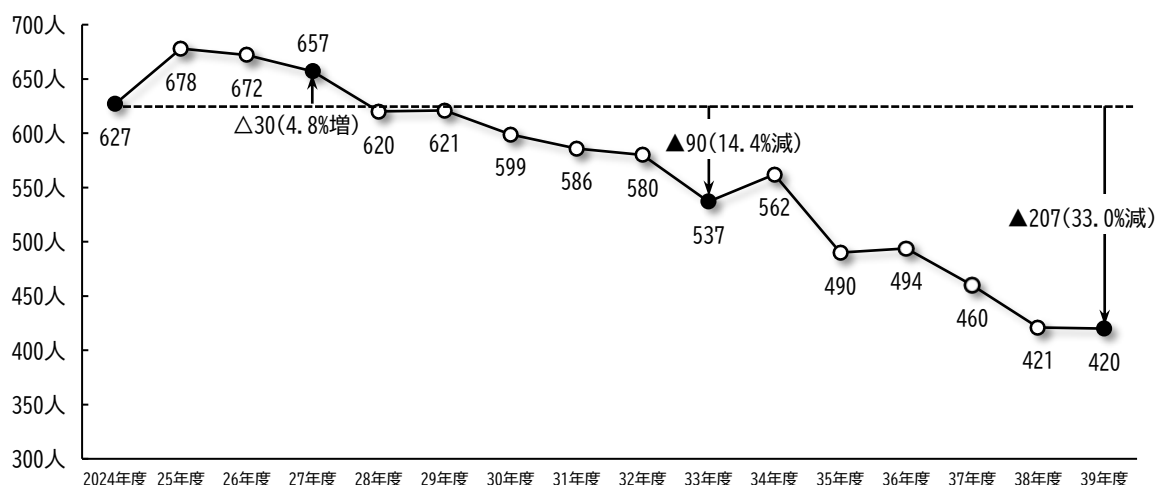
本市の人口は、長期にわたり減少傾向が続きます。地域を支える現役世代(15～64歳)は減少し、65歳以上の高齢者の増加が予測され、「超高齢社会」は今後も継続していきます。中学卒業予定者においても長期にわたり減少傾向が続きます。

人口と年齢3区分別人口割合の推移・推計



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

中学校卒業予定者数の推計



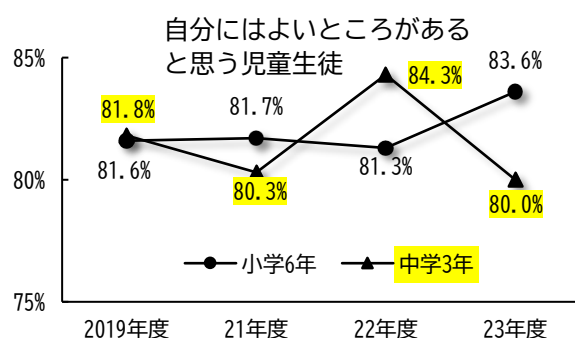
【出典】学校基本調査（文部科学省）、美濃加茂市教育委員会調べ

2 本市教育の現状

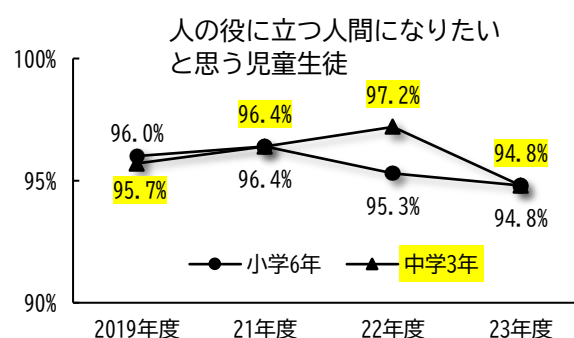
(1) 自己肯定感や人間関係を築く力について *基本目標1 関連

自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合は、年度により差はあるものの、8割以上の高い水準を維持しています。令和5(2023)年度は小学校約83.6%となっており、改善傾向が見られます。また、人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合は、9割以上の高い水準を維持していますが、令和5(2023)年度は小学校及び中学校ともに約94.8%となっており、減少傾向にあります。

なお、令和2(2020)年度調査は行われておりません。



【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

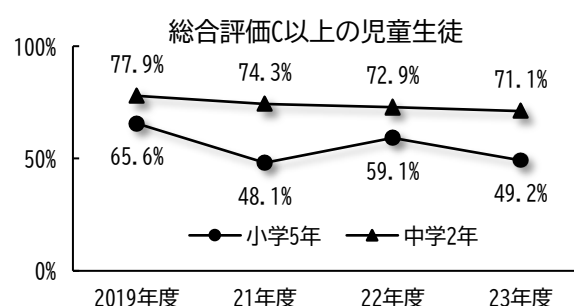


【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 体力・運動能力について *基本目標1 関連

一定の体力基準を満たす児童生徒（総合評価C以上の児童生徒）の割合は、令和5(2023)年度は小学校約49.2%、中学校約71.1%となっており、減少傾向にあります。社会環境の変化によって体を動かす機会が減少しており、体力に関する課題が確認されています。

なお、令和2(2020)年度調査は行われておりません。



【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）

(3) 学力・学習状況について *基本目標1 関連

知識及び技能やそれらを活用する力の定着は依然として課題であり、授業改善に向けた取組を一層徹底する必要があります。特に、「自分の考えを広げ深める対話的な学びが実現できているか」といった視点からの授業改善を図っていく必要があります。

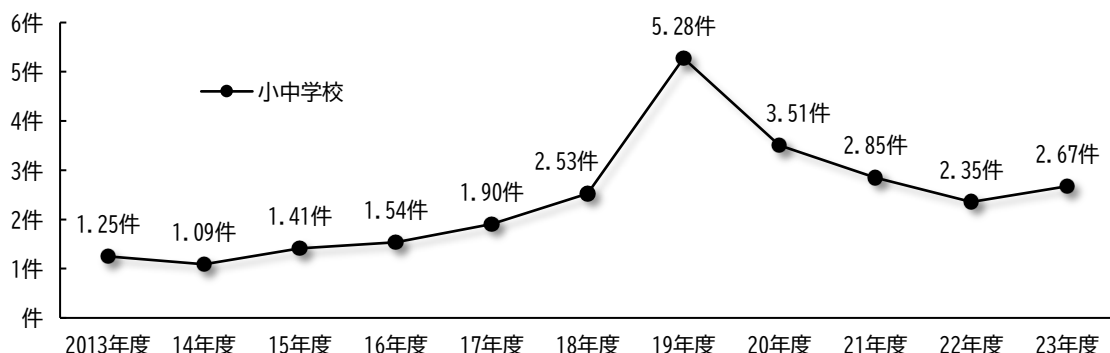
なお、令和2(2020)年度調査は行われておりません。

年度		2019	2021	2022	2023
課題の解決に向けて、自分で考え自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合	小学6年	80.2%	82.4%	81.1%	79.6%
	中学3年	82.0%	88.5%	82.6%	85.9%
自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していると思う児童生徒の割合	小学6年	61.7%	67.1%	66.5%	61.3%
	中学3年	58.7%	66.0%	64.3%	71.8%
学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合	小学6年	73.6%	78.8%	80.2%	79.6%
	中学3年	75.1%	82.5%	73.1%	80.5%

【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(4) いじめについて *基本目標2 関連

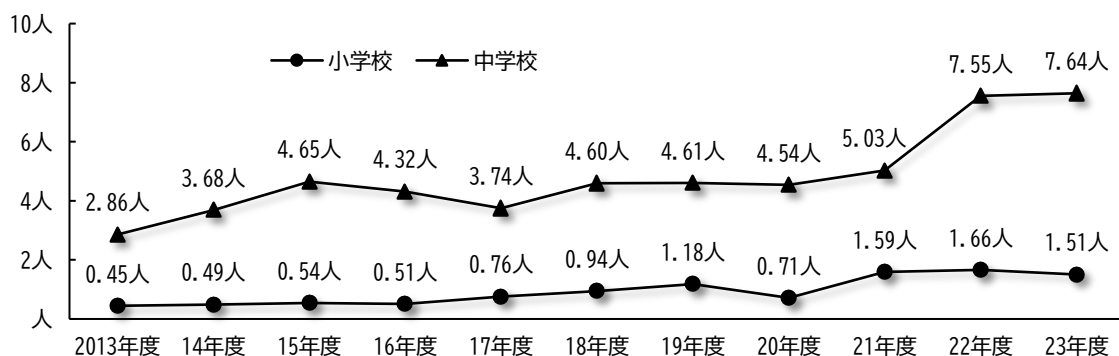
小中学校における100人当たりのいじめ認知件数は、令和5(2023)年度は約2.67件となっており、増加に転じました。なお、令和5(2023)年度に認知したいじめのうち、解消したものの割合は92.1%となっています。



【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(5) 不登校児童生徒の状況について *基本目標2 関連

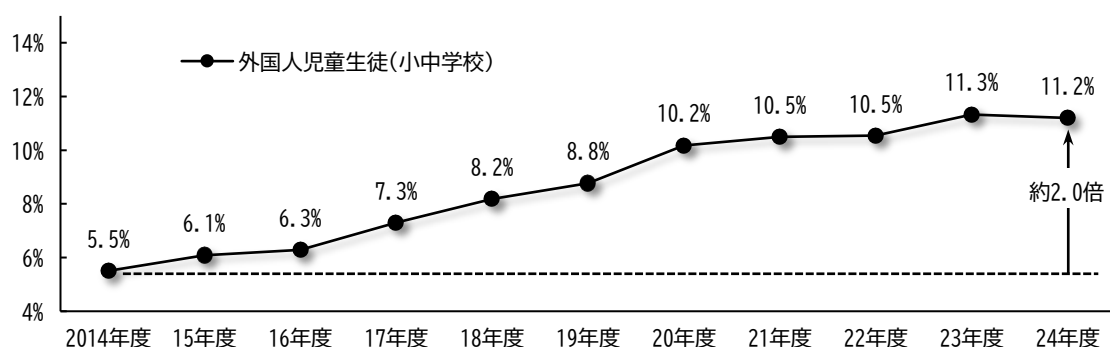
小中学校における100人当たりの不登校児童生徒数は、令和5(2023)年度は小学校約1.51人、中学校約7.64人となっています。



【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に対する調査（文部科学省）

(6) 外国人児童生徒の状況について *基本目標2 関連

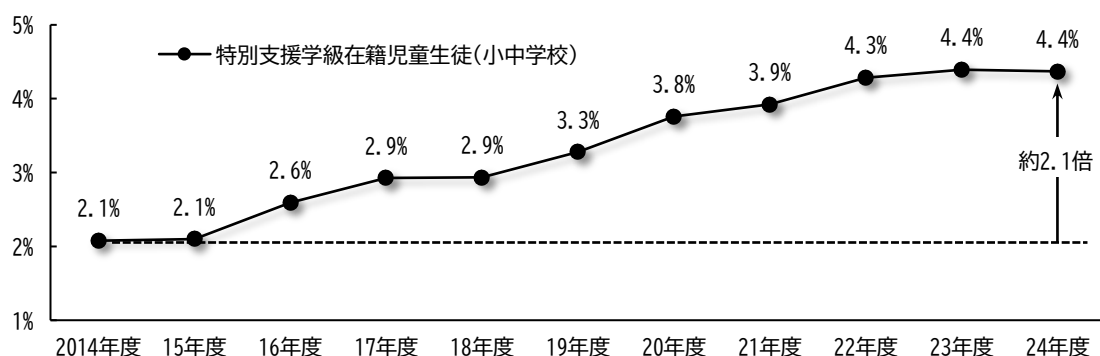
小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、令和6(2024)年度で全小中学校児童生徒数の約11.2%であり、10年前と比べ約2.0倍となっています。



【出典】学校基本調査（文部科学省）

(7) 特別支援教育について *基本目標 2 関連

小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、令和 6(2024)年度で全小中学校児童生徒数の約 4.4%であり、10 年前と比べ約 2.1 倍となっています。



【出典】学校基本調査(文部科学省)

(8) 教師の ICT 活用指導力について *基本目標 3 関連

ICT 環境が整備されつつあるものの、教職員が授業に ICT を活用して指導する能力は 78.2%であり、さらに ICT をこれまでの授業実践と最適に組み合わせて活用し指導する能力を向上する必要があります。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用できる教員の割合	88.2%	84.0%	88.7%	91.0%	86.4%
授業に ICT を活用して指導できる教員の割合	70.8%	67.3%	77.0%	82.3%	78.2%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	90.4%	88.7%	90.8%	91.7%	90.9%

【出典】学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)

(9) 教員の多忙化の状況について *基本目標 3 関連

各学校において、会議時間の縮減やノー残業デーの設定等、多忙化解消の取組が展開されており、その結果、時間外勤務時間が減少するなど取組の成果が現れつつあります。

年度	2019 *9月～3月の平均	2020	2021	2022	2023
小学校	48 時間 05 分	43 時間 42 分	40 時間 25 分	39 時間 53 分	38 時間 58 分
中学校	54 時間 52 分	46 時間 28 分	44 時間 47 分	39 時間 16 分	35 時間 38 分

【出典】美濃加茂市教育委員会調べ

第3次美濃加茂市教育振興基本計画策定委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	主な職名	備 考
板頭 芳樹	美濃加茂国際交流協会会長	
上田 浩之	美濃加茂市小中校長会長	会 長
奥田 純子	美濃加茂市保育園長会代表	
川上 敏弘	美濃加茂市地区連合 PTA 会長	
近藤 真人	美濃加茂市小中校長会副会長(小学校長会長)	
佐藤 鉄司	美濃加茂市保育研究協議会代表	副会長
平田 芳昭	美濃加茂市青少年育成市民会議理事長	
益川 浩一	岐阜大学地域協学センター長	
森川 賢二	高等学校代表	
渡辺 英哉	美濃加茂市小中校長会副会長(中学校長会長)	
渡邊 保秋	美濃加茂市青少年育成市民会議副理事長	

